



2021年3月26日

各位

会社名 株式会社ヴィア・ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 横川紀夫  
(コード7918、東証第一部)  
問い合わせ先 執行役員企画部長 関川周平  
電話番号 03-5155-6801

**第三者割当によるC種優先株式及びD種優先株式の発行、  
第三者割当による第25回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行、  
資本金及び資本準備金の額の減少、剰余金の処分  
並びに定款の一部変更に関するお知らせ**

当社は、2021年3月26日開催の取締役会(以下「本取締役会」といいます。)において、次の①から④までの各事項について決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

- ① 株式会社りそな銀行及び株式会社日本政策投資銀行が出資するファンドであるRKDエンカレッジファンド投資事業有限責任組合(以下「本C種優先株式割当予定先」といいます。)に対し、総額1,500,000,000円のC種優先株式(以下「C種優先株式」といいます。)を、第三者割当の方法により発行すること(以下「本C種優先株式第三者割当」といいます。)
- ② 株式会社りそな銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社横浜銀行、株式会社三井住友銀行及び株式会社三菱UFJ銀行(注)(以下、個別に又は総称して「本D種優先株式割当予定先」といい、RKDエンカレッジファンド投資事業有限責任組合とあわせて、個別に又は総称して「本優先株式割当予定先」といいます。)に対し、総額4,500,000,000円のD種優先株式(以下「D種優先株式」といい、C種優先株式とあわせて、以下「本優先株式」と総称します。)を、第三者割当の方法により発行すること(以下「本D種優先株式第三者割当」といい、本C種優先株式第三者割当とあわせて、以下「本優先株式第三者割当」と総称します。)
- ③ バークレイズ・バンク・ピーエルシー(以下「バークレイズ・バンク」又は「本新株予約権割当予定先」といいます。)に対し、第25回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を、第三者割当の方法により発行すること(以下「本新株予約権第三者割当」といい、本優先株式第三者割当とあわせて、以下「本第三者割当」と総称します。)
- ④ 2021年4月28日開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催し、(i)本第三者割当、(ii)本優先株式の発行に関する規定の新設等に係る定款の一部変更(以下「本定款変更」といいます。)及び(iii)本優先株式第三者割当の払込みを停止条件として、資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えるとともに、増加後のその他資本剰余金をその他利益剰余金に振り替え、その他利益剰余金の欠損填補に充てること(以下「本資本金等の額の減少及び剰余金の処分」といいます。)、並びに(iv)取締役1名選任の件を付議すること(なお、開催日時等の詳細については、本日付の当社リリース「臨時株主総会の開催日及び付議議案の決定に関するお知らせ」をご参照ください。)

(注) 当社は、本D種優先株式第三者割当によって調達する資金を、当社の本D種優先株式割当予定先に対する借入金の返済に充当する予定ですが、本日時点において、一部のD種優先株式割当予定先が当社に対して有する貸付債権の処理方針が確定しておらず、今後の方針次第では、一部のD種優先株式割当予定先が、当該貸付債権を第三者に譲渡する可能性があります。本日時点において、当該譲渡の有無、譲渡金額、譲渡先

等は不明ですが、当該譲渡がされた場合には、当該譲渡先がD種優先株式の新たな割当予定先となる予定です。当該方針は2021年4月20日開催予定の事業再生計画案の決議のための債権者会議後、遅くとも同年4月23日までに決定する予定であり、当社は当該決定次第、速やかに開示する予定です。

当社では、コロナ禍の影響も含めた昨今の外食業界の厳しい経営環境と、2021年第3四半期末において、債務超過にある財務状況に鑑み、上記の資金調達を実施することで、アフターコロナを展望しつつ、事業面の課題について大規模な経営構造のリストラチャリングを実施するとともに、財務体質の抜本的な改善を行い、事業・キャッシュフローの正常化を図ってまいります。

なお、上記の資本調達を前提とした事業計画の概要については、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「本事業再生 ADR 手続」といいます。）の事業再生計画案の決議のための債権者会議において、当社が策定する事業再生計画案（以下「本事業再生計画案」といいます。）が本事業再生 ADR 手続の全対象債権者（以下「本対象債権者」といいます。）の合意により成立した後に、開示いたします。

## I. 本第三者割当について

### 1. 募集の概要

#### (1) C種優先株式

① 払込期間	2021年5月20日から同年6月18日まで（注） ※上記にかかわらず、割当予定先との間では、2021年5月20日に払込みを行うことを予定しています。
② 発行新株式数	C種優先株式1,500株
③ 発行価額	1株につき1,000,000円
④ 調達資金の額	1,500,000,000円
⑤ 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、RKDエンカレッジファンド投資事業有限責任組合に、全てのC種優先株式を割当てます。
⑥ 普通株式の当初転換価額	2021年3月4日からC種優先株式発行に係る取締役会決議日の直前取引日（2021年3月25日）までの東京証券取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値である227.9円の90%に相当する金額である206円
⑦ その他	詳細は別紙1「C種優先株式発行要項」をご参照ください。 なお、本優先株式第三者割当は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、本臨時株主総会にて本第三者割当に係る議案の承認及び本定款変更に係る議案の承認が得られること、並びに、本事業再生 ADR 手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議において、本事業再生計画案が本対象債権者の合意により成立することを条件としています。

（注） この期間を払込期間とした理由は、上記⑦に記載のとおり、本優先株式第三者割当は、本事業再生計画案が本対象債権者の合意により成立すること等を条件としており、かかる条件が成立するまでは割当予定先は払込みを行うことができず、また、本日時点ではかかる条件の成立時期が確定できないためです。

#### (2) D種優先株式

① 払込期間	2021年5月20日から同年6月18日まで（注1） ※上記にかかわらず、割当予定先との間では、2021年5月20日に払込みを行うことを予定しています。
② 発行新株式数	D種優先株式4,500株
③ 発行価額	1株につき1,000,000円
④ 調達資金の額	4,500,000,000円

⑤ 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、以下の各社にD種優先株式を割当てます(注2)。 株式会社りそな銀行 株式会社みずほ銀行 株式会社横浜銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社三菱UFJ銀行
⑥ 普通株式の 当初転換価額	2021年3月4日からD種優先株式発行に係る取締役会決議日の直前取引日(2021年3月25日)までの東京証券取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)の単純平均値である227.9円の90%に相当する金額である206円
⑦ その他	詳細は別紙2「D種優先株式発行要項」をご参照ください。 なお、本優先株式第三者割当は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、本臨時株主総会にて本第三者割当に係る議案の承認及び本定款変更に係る議案の承認が得られること、並びに、本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議において、本事業再生計画案が本対象債権者の合意により成立することを条件としています。

(注1) この期間を払込期間とした理由は、上記⑦に記載のとおり、本優先株式第三者割当は、本事業再生計画案が本対象債権者の合意により成立すること等を条件としており、かかる条件が成立するまでは割当予定先は払込みを行うことができず、また、本日時点ではかかる条件の成立時期が確定できないためです。

(注2) 当社は、本D種優先株式第三者割当に係る払込みによって調達する資金を、直ちに本D種優先株式割当予定先に対する借入金の弁済に充てる予定ですが、本日時点で、各本D種優先株式割当予定先に対する返済金額の内訳及び割り当てる本D種優先株式の数は各本D種優先株式割当予定先と協議中であり、確定していません。かかる各本D種優先株式割当予定先に対する返済金額の内訳及び割り当てる本D種優先株式の数は2021年4月9日頃に確定し、開示する予定です。

また、本日時点において、一部のD種優先株式割当予定先が当社に対して有する貸付債権の処理方針が確定しておらず、今後の方針次第では、一部のD種優先株式割当予定先が、当該貸付債権を第三者に譲渡する可能性があります。本日時点において、当該譲渡の有無、譲渡金額、譲渡先等は不明ですが、当該譲渡がされた場合には、当該譲渡先がD種優先株式の新たな割当予定先となる予定です。当該方針は2021年4月20日開催予定の事業再生計画案の決議のための債権者会議後、遅くとも同年4月23日までに決定する予定であり、当社は当該決定次第、速やかに開示する予定です。

### (3) 第25回新株予約権

①	割 当 日	2021年5月20日
②	発行新株予約権数	50,000個
③	発行 価 額	総額3,000,000円(新株予約権1個当たり60円)
④	当該発行による 潜在株式数	潜在株式数:5,000,000株(新株予約権1個につき100株) 上限行使価額はありません。 下限行使価額は154.5円(下記「⑥行使価額及び行使価額の修正条項」に記載のとおり修正される場合があります。)ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は5,000,000株であります。
⑤	調 達 資 金 の 額	1,033,000,000円(注) (内訳) 新株予約権発行分3,000,000円 新株予約権行使分1,030,000,000円
⑥	行使価額及び行使価 額の修正条項	当初行使価額は206円とします。 2021年5月21日以降、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力

		発生日に、当該効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）（以下「東証終値」といいます。）の92%に相当する金額に修正されますが、かかる計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。但し、当社は、2021年5月21日以降、本C種優先株式割当予定先及び本D種優先株式割当予定先の承諾を得た場合、当社取締役会の決議により下限行使価額の修正を行うことができ、かかる修正が行われる場合、下限行使価額は113円又は当該決議がなされた日の東証終値の50%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い方の金額に修正されます。
⑦	募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
⑧	割 当 予 定 先	パークレイズ・バンク・ピーエルシー
⑨	そ の 他	<p>当社は、本新株予約権割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る第三者割当契約（以下「本新株予約権第三者割当契約」といいます。）を締結する予定です。本新株予約権第三者割当契約において、以下の内容等について合意する予定です。詳細については、「3. 本優先株式及び本新株予約権の概要（4）第25回新株予約権」をご参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社による本新株予約権の行使指示</li> <li>・当社による本新株予約権の行使停止</li> <li>・当社による本新株予約権の行使許可</li> <li>・ロックアップ</li> </ul> <p>なお、本新株予約権第三者割当契約において、本新株予約権割当予定先は、パークレイズ・バンクの関連会社（パークレイズ・バンクの直接又は間接の子会社及び親会社（最上位の持株会社を含みます。）並びにかかる親会社の直接又は間接の子会社をいいます。）以外の方に対して当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡しないことについても合意する予定です。</p> <p>なお、本新株予約権第三者割当は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生及び本臨時株主総会にて本第三者割当に係る議案の承認及び本定款変更に係る議案の承認が得られること、並びに、本事業再生 ADR 手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議において、本事業再生計画案が本対象債権者の合意により成立することを条件としています。</p>

(注) 本新株予約権の払込金額の総額に、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額となります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達額は減少します。

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 募集に至る経緯及び目的

当社グループでは、外食業界における中食業界を含めた顧客獲得競争の激化、長引く人手不足による人件費の上昇、物流費の上昇や天候不順などによる原材料費の高騰などにより、深刻な経営環境が続いている中で、2019年7月に、今後の大きな飛躍に向けた三年の中期経営計画『新・中期経営計画2022』を策定し、「既存店の再成長とコスト削減」を基軸として、現場第一・原点回帰・人材育成を戦略方針に掲げて各種施策に取り組んでまいりました。

その結果、2020年3月期はコスト削減等により営業利益の黒字化が見えるところまで収益改善は進んでい

ましたが、2020年2月頃から新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛及び店舗休業の実施等により、同年2月下旬より急激に売上が減少し、2020年3月期には営業損失479百万円となりました。

2021年3月期においても、新型コロナウイルス感染症の影響による当社グループの売上減少は十分に回復せず、現時点においてもその影響が継続しており、2021年3月期第3四半期決算においては親会社株主に帰属する四半期純損失3,889百万円を計上したことにより、2,673百万円の債務超過となっております。

このような状況を受けて、当社では、事業面の課題について抜本的な改革を図るべく、不採算店舗の撤退による固定費減少、本部コスト削減、メニュー改定及びメニューミックス等による顧客粗利改善、食材のロス低減による原価改善、店舗の営業オペレーション見直しによる労働生産性の向上並びに先般公表いたしました希望退職者の募集等の施策で、コスト削減に努めるとともに、ウィズコロナ、アフターコロナの時代に適応する業態への業態転換、テイクアウト、デリバリー、eコマース等の新しいサービスの付加等による収益力の底上げなどを実行する予定であります。また、これらの施策を支える財務面において、早急に自己資本の充実を図り債務超過を解消し、金融機関からの負債調達額と自己資本のバランスをとることが安定的な事業運営を行うために不可欠であると判断いたしました。

以上より、当社はお取引金融機関に対し、借入継続の交渉を行うとともに、必要となる資金面、資本面での支援として、本優先株式第三者割当及びRKDエンカレッジファンド投資事業有限責任組合を貸付人とする劣後ローンを計画し、同ファンド及びお取引金融機関と協議してまいりました。

上記のような経緯の中で、当社は、お取引金融機関との協議を円滑に進めるため、本事業再生ADR手続を利用しております。全てのお取引金融機関と協議を進めながら、公平中立な立場にある一般社団法人事業再生実務家協会（同協会は、法務大臣より認証紛争解決事業者としての認証、及び経済産業大臣より特定認証紛争解決事業者としての認定を受けている団体です。）より調査・指導・助言をいただき、経営改善施策及び本優先株式第三者割当を骨子とする本事業再生計画案を策定しております。具体的には、2020年12月10日に、一般社団法人事業再生実務家協会に対し、事業再生ADR手続の正式な申込みを行い、同日付で受理され、同日付で一般社団法人事業再生実務家協会と連名にて、お取引金融機関に対して、借入金の残高維持を求める一時停止の通知書を送付いたしました。また、2020年12月24日に開催された第1回債権者会議において、一時停止の期間を2021年4月20日開催予定の事業再生計画案の決議のための債権者会議の終了時（会議が延期・続行された場合には、延期・続行された期日を含みます。）までとすることについてお取引金融機関にご同意いただいております。本優先株式第三者割当は、事業再生計画案の決議のための債権者会議にて、本事業再生計画案がお取引金融機関の合意により成立することを条件としております。

また、当社は、本優先株式第三者割当に加えて、財務体質の改善をさらに十分なものとすることを目的として、本新株予約権第三者割当を実施することといたしました。

（RKDエンカレッジファンド投資事業有限責任組合からの劣後ローンについて）

なお、財務体質の改善と構造改革資金の確保の目的として、本取締役会において、RKDエンカレッジファンド投資事業有限責任組合より金500百万円を劣後ローン（以下「本件ローン」といいます。）により借入れることを決議しております（借入実行日：2021年5月20日、返済期限：2028年3月31日、満期一括弁済、年利8.0%、無担保・無保証）。本借入れによって調達する資金は、構造改革資金（構造改革資金を用途とした既存短期融資の借換を含む。）及び運転資金に充当します。

## （2）本第三者割当を選択した理由

当社は、資金調達に向けて、割当予定先やお取引金融機関との協議、リーガル・アドバイザーやファイナンシャル・アドバイザーからの助言も踏まえて、借入やエクイティ・ファイナンス等の具体的な方法について様々な選択肢を検討してまいりました。債務超過となっている現在の財務状況を踏まえて、現時点での借入による資金調達は、運転資本等営業に必要な資金に限定することといたしました。一方で、債務超過の解消や、経営再建のためには自己資本の増強が必要という観点から、お取引金融機関からの借入の弁済、事業リストラクチャリングに必要な資金及び運転資金の調達を目的とした優先株式及び新株予約権による第三者割当増資を検討してまいりました。

また、当社普通株式の株価水準や株式流動性に鑑みると、普通株式による公募増資では今回の発行予定額の確保に不確実性が高く、2021年2月15日付「2021年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」にて

公表しておりますとおり、当社の 2021 年 3 月期四半期連結財務諸表の注記には「継続企業の前提に関する注記」を記載しており、証券会社の引受けにより行われる公募増資の実施はそもそも困難と判断しました。また、ライツオファリング・株主割当についても、株価動向等を踏まえた割当株主の判断により、新株予約権が必ずしも全て行使されるとは限らず、また、株主割当に全て応じていただけたとしても限らないため、最終的な資金調達金額が不確実であり、確実性をもって必要金額を調達する必要がある当社にとっては現時点における適切な選択肢ではないと判断しました。また普通株式による第三者割当増資は、割当先や引受額の検討において、実現可能性が低いと判断いたしました。かかる検討の結果、優先株式による第三者割当増資によれば、当社の現状を踏まえた条件を株式の内容に反映させやすいことに加え、本優先株式第三者割当に係る各割当予定先との交渉の過程で、発行予定額の確保が見込めると判断したこと、並びに新株予約権による第三者割当増資によれば、割当予定先との間で本新株予約権第三者割当契約を締結することで、資金調達額や時期をある程度コントロールすることができ、一時に大幅な株式価値の希薄化が生じることを抑制することが可能であり、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金ニーズに対応し得ることから、優先株式及び新株予約権による資金調達を採用いたしました。

なお、本第三者割当は、優先株式の普通株式への転換請求及び本新株予約権の行使により、株主の皆様にとっては、下記「6. 発行条件等の合理性（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり最大 150.42%の株式の希薄化（最大 150.45%の議決権の希薄化）が生じる恐れがありますが、普通株式への転換請求権が一定程度抑制された内容であり、本新株予約権は当社の停止指示や行使許可を通じて、株価動向や市場環境に応じて、当社が株価への影響を一定程度コントロールできる設計とされていること、昨今のメザニンマーケットにおける調達環境を踏まえると、本優先株式の配当率が妥当な水準にあること、当社が直面している厳しい経営環境への迅速な対応及び債務超過の解消をはじめとした財務体質の抜本的な改善により、今後の金融機関からの借入調達コストの維持・抑制や調達余力の拡大等が見込まれること等から、当社にとって最適な資金調達方法であると判断いたしました。

### 3. 本優先株式及び本新株予約権の概要

#### （1）C種優先株式

##### ①優先配当

C種優先株式の優先配当率は、年 8.5%に設定されており、C種優先株主はD種優先株主及び普通株主に優先して配当を受け取ることができます。ある事業年度において、C種優先株主への優先配当金が不足した場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積します。C種優先株主は、当該優先配当を超えて配当を受け取ることはできません。

##### ②普通株式を対価とする普通株式取得請求権

C種優先株式には、普通株式を対価とする取得請求権が付されています。C種優先株式発行要項において、C種優先株主は、いつでも、当社の普通株式を対価としてC種優先株式の全部又は一部を取得することを、当社に対して請求できることとしています。なお、普通株式への転換に際して交付される株式数は、下記基準価額を下記転換価額で除して算出される株式数とします。

##### （基準価額）

払込金額についてC種優先株式の発行日から取得日までの期間の優先配当率を適用し、複利計算をして算出される金額から、支払済の優先配当金相当額（支払日から取得日までの期間の優先配当率を適用し、複利計算して調整した額）を控除した金額

##### （転換価額）

・当初転換価額：206円（2021年3月4日からC種優先株式発行に係る取締役会決議日の直前取引日（2021年3月25日）までの東京証券取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値である227.9円の90%に相当する金額）

・修正条項：転換価額は、2022年3月31日以降の毎年3月31日及び9月30日（以下、本項において、それぞれ「転換価額修正日」といいます。）に、転換価額修正日に先立つ30連続取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第

2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の90%に相当する金額に修正されます。

- ・上限転換価額：なし
- ・下限転換価額：103円（当初転換価額の50%に相当する金額）

なお、本C種優先株式割当予定先は、当社との間で2021年3月26日付で締結した株式投資契約（以下「本C種優先株式第三者割当契約」といいます。）において、自己に対する金銭による剰余金の配当が2事業年度を通じて一度も行われなかった場合、金銭を対価とする取得請求権の行使が可能となった日から6ヶ月経過した場合、2028年9月30日を経過した場合等に限り普通株式を対価とする取得請求権の行使を行うことができる旨を合意しています。

### ③金銭を対価とする取得請求権

C種優先株式には、金銭を対価とする取得請求権が付されています。C種優先株式発行要項において、C種優先株主は、いつでも、当社に対して、金銭を対価としてC種優先株式の全部又は一部を取得することを請求できることとしています。なお、この金銭を対価とする取得請求権が行使された場合の償還価額は、払込金額についてC種優先株式の発行日から取得日までの期間の優先配当率を適用し、複利計算をして算出される金額から、支払済の優先配当金相当額（支払日から取得日までの期間の優先配当率を適用し、複利計算して調整した額）を控除した金額とし、発行会社の分配可能額を限度としております。

なお、本C種優先株式割当予定先は、当社との間で締結した本C種優先株式第三者割当契約において、2028年3月30日を経過した場合、期末日の剰余金分配可能額が当該期末日を基準としたC種優先株式に係る基準価額（C種優先株式の払込金額についてC種優先株式の発行日から取得日までの期間の優先配当率を適用し、複利計算をして算出される金額から、支払済の優先配当金相当額（支払日から取得日までの期間の優先配当率を適用し、複利計算して調整した額）を控除した金額をいいます。）、D種優先株式配当額及び普通株式配当額の合計額以下になった場合、各事業年度末日及び第2四半期末日における連結純資産額がC種優先株式払込完了時点の連結純資産を一定割合以上下回った場合、連結経常損益が2022年3月期以降において2期連続で損失となった場合、又は、各事業年度の決算期における連結のレバレッジ・レシオ（有利子負債の合計額／（経常損益＋減価償却費（のれん償却費を含みます。）））の数値が一定値を超えた場合等に限り、金銭を対価とする取得請求権の行使を行うことができる旨を合意しています。

### ④金銭を対価とする取得条項

C種優先株式には、金銭を対価とする取得条項が付されています。C種優先株式発行要項において、C種優先株式に付された金銭を対価とする取得条項は、いつでも、当社の取締役会が別に定める日が到来することをもって、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、C種優先株式の全部又は一部を取得することができることとしています。なお、この金銭を対価とする取得条項によりC種優先株式を取得する場合の償還価額は、払込金額について、C種優先株式の発行日から取得日までの期間の優先配当率を適用し、複利計算をして算出される金額から、支払済の優先配当金相当額（支払日から取得日までの期間の優先配当率を適用し、複利計算して調整した額）を控除した金額とし、発行会社の分配可能額を限度としております。

なお、当社は、本C種優先株式割当予定先との間で締結した本C種優先株式第三者割当契約において、C種優先株式を取得する日において、当社が当該取得の対価である金銭を保有していない場合には、当該取得を行うことができない旨を合意しています。

### ⑤議決権及び譲渡制限

C種優先株式には、株主総会における議決権が付与されておらず、その譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

## （2）D種優先株式

### ①優先配当

D種優先株式の優先配当率は、年2.0%に設定されており、D種優先株主は普通株主に優先して配当を受け取ることができます。ある事業年度において、D種優先株主への優先配当金が不足した場合、当該不足額は翌

事業年度以降に累積します。D種優先株主は、当該優先配当を超えて配当を受け取ることはできません。

#### ②普通株式を対価とする普通株式取得請求権

D種優先株式には、普通株式を対価とする取得請求権が付されています。D種優先株式発行要項において、D種優先株主は、D種優先株式の発行日から1年経過後いつでも、当社の普通株式を対価としてD種優先株式の全部又は一部を取得することを、当社に対して請求できることとしています。なお、普通株式への転換に際して交付される株式数は、「 $(\text{払込金額} + \text{未払配当} + \text{経過配当}) \div \text{下記転換価額}$ 」で算出される株式数とします。

(転換価額)

- ・当初転換価額：206円（2021年3月4日からD種優先株式発行に係る取締役会決議日の直前取引日（2021年3月25日）までの東京証券取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値である227.9円の90%に相当する金額）
- ・修正条項：転換価額は、2022年3月31日以降の毎年3月31日及び9月30日（以下、本項において、それぞれ「転換価額修正日」といいます。）に、転換価額修正日に先立つ30連続取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）の90%に相当する金額に修正されます。
- ・上限転換価額：309円（当初転換価額の150%に相当する金額）
- ・下限転換価額：154.5円（当初転換価額の75%に相当する金額）

#### ③金銭を対価とする取得請求権

D種優先株式には、金銭を対価とする取得請求権が付されています。D種優先株式発行要項において、D種優先株主は、D種優先株式の発行日から8年経過後かつC種優先株式の発行済株式（当社が有するものを除く。）が存しないときに限り、金銭を対価としてD種優先株式の全部又は一部を取得することを、当社に対して請求できることとしています。なお、この金銭を対価とする取得請求権が行使された場合の償還価額は、「 $\text{払込金額} + \text{累積配当} + \text{経過配当}$ 」で算出される額とし、発行会社の分配可能額を限度としております。

#### ④金銭を対価とする取得条項

D種優先株式には、金銭を対価とする取得条項が付されています。D種優先株式発行要項において、D種優先株式に付された金銭を対価とする取得条項は、C種優先株式の発行済株式（当社が有するものを除く。）が存しないときに限り、いつでも、当社の取締役会が別に定める日が到来することをもって、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、D種優先株式の全部を取得することができることとしています。なお、この金銭を対価とする取得条項によりD種優先株式を取得する場合の償還価額は、「 $\text{払込金額} + \text{累積配当} + \text{経過配当}$ 」で算出される額とし、発行会社の分配可能額を限度としております。

#### ⑤議決権及び譲渡制限

D種優先株式には、株主総会における議決権が付与されておらず、その譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

#### (3) 本優先株式第三者割当による資金調達方法の選択理由

当社は、数あるファイナンス手法の中から今回の資金調達手法を選択するにあたり、当社の事業再生計画の遂行に資する実現性の高い資金調達手法かどうか、資本政策の柔軟性が確保されているかどうか、また、既存株主の皆様の利益に充分配慮するため、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっているかどうかを最も重視いたしました。

その結果、以下に記載したC種優先株式及びD種優先株式の特徴を踏まえ、当社は、C種優先株式及びD種優先株式の発行が当社のニーズを充足し得る現時点での最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。



### ①C種優先株式及びD種優先株式の特徴

- ・ C種優先株式及びD種優先株式については、いずれも普通株式を対価とする取得請求権が付されているものの、本C種優先株式割当予定先は、本C種優先株式第三者割当契約において、自己に対する金銭による剰余金の配当が2事業年度を通じて一度も行われなかった場合等に限り普通株式を対価とする取得請求権の行使を行うことができる旨を合意しており、また、D種優先株式については、発行日から1年間は、D種優先株式に付された普通株式を対価とする取得請求権を行使することができず、かつ、C種優先株式及びD種優先株式のいずれについても、かかる取得請求権の請求にあたっての転換価額の下限や現金を対価とする取得条項が付されているため、希薄化について一定程度の配慮がされていること
- ・ 本D種優先株式割当予定先は、下記「7. 割当予定先の選定理由等（3）割当予定先の保有方針」記載のとおり、D種優先株式に付された普通株式を対価とする取得請求権の行使については、当社の株価への影響を考慮し、小規模に行う予定であること
- ・ 昨今のメザニンマーケットにおける調達環境を踏まえると、C種優先株式及びD種優先株式の配当率が妥当な水準にあること
- ・ 財務体質の強化により、今後の金融機関からの借入調達コストの維持・抑制や調達余力の拡大等が見込まれること
- ・ C種優先株式及びD種優先株式について、いずれも金銭を対価とする取得請求権が付されているものの、C種優先株式については、2028年3月30日を経過した場合、期末日の剰余金分配可能額が当該期末日を基準としたC種優先株式に係る基準価額（C種優先株式の払込金額についてC種優先株式の発行日から取得日までの期間の優先配当率を適用し、複利計算をして算出される金額から、支払済の優先配当金相当額（支払日から取得日までの期間の優先配当率を適用し、複利計算して調整した額）を控除した金額をいいます。）、D種優先株式配当額及び普通株式配当額の合計額以下になった場合、各事業年度末日及び第2四半期末日における連結純資産額がC種優先株式払込完了時点の連結純資産を一定割合以上下回った場合、連結経常損益が2022年3月期以降において2期連続で損失となった場合、又は、各事業年度の決算期における連結のレバレッジ・レシオ（有利子負債の合計額／（経常損益＋減価償却費（のれん償却費を含みます。）））の数値が一定値を超えた場合等に限り、行使可能であること、また、D種優先株式については、D種優先株式の発行日から8年経過後かつC種優先株式の発行済株式（当社が有するものを除く。）が存しないときに限り、行使可能とすることを本D種優先株式の発行要項に定めていることから、短期間での行使は想定されていないこと
- ・ C種優先株式及びD種優先株式については、いずれも、株主総会における議決権が付与されておらず、株主構成に直ちに影響を与えるものではないこと

### ②C種優先株式及びD種優先株式の留意事項

C種優先株式及びD種優先株式には、主に、下記の留意事項がありますが、当社としましては、上記のメリットから得られる効果の方が大きいと考えております。

- ・ C種優先株式及びD種優先株式について普通株式を対価とする取得請求権が全て行使された場合には、最大134.97%の株式の希薄化（最大135.00%の議決権の希薄化）が生じること（C種優先株式及びD種優先株式に優先配当金に未払が生じないと仮定して、当初の払込金額の総額を下限転換価額で除した数として算出しております。）
- ・ C種優先株式及びD種優先株式の配当支払及び金銭を対価とする取得請求に伴い、一定のキャッシュフローの流出が見込まれること

### ③他の資金調達方法との比較

当社は、C種優先株式及びD種優先株式の割当を選択するにあたり、他の調達方法も検討しましたが、以下の理由から他の調達方法は適切でないと判断しました。

- ・ 公募増資又は第三者割当による新たな普通株式の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たりの利益の希薄化をも直ちに引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。一方、本スキームにおいては、株価に対する一時的な影響を低減することが可能となるものと考えられます。

- ・ 社債、借入れによる資金調達、一時に資金を調達できる反面、調達金額が負債となるため財務健全性の低下が見込まれ、安定的に事業戦略を推進したいという当社のニーズに合致しません。一方、本スキームは資本金調達であるため、財務健全性の低下は見込まれないこととなります。また当社の財務状況では、金融機関等からの融資による借入れによって当社の資金需要に応えられる金額を調達することは困難です。

#### (4) 第25回新株予約権

今回の資金調達は、当社が、本新株予約権割当予定先に対し、本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」といいます。）を2021年5月21日から2023年5月22日までとする行使価額修正条項付新株予約権を第三者割当の方法によって割り当て、本新株予約権割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっています。

##### ①本新株予約権の構成

- ・ 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株であり、本新株予約権の目的である株式の総数は5,000,000株です。
- ・ 本新株予約権者はその裁量により本新株予約権を行使することができます。但し、下記②乃至④に記載のとおり、当社と本新株予約権割当予定先との間で締結予定の本新株予約権第三者割当契約において、当社に資金需要が発生し本新株予約権の行使を希望する場合には、一定の期間内に行行使すべき本新株予約権の数を指定することができ、また、2021年5月21日以降2022年5月20日までの間において当社の資金需要動向に応じて当社が本新株予約権割当予定先に対して停止指示を行うことができるほか、2022年5月21日以降においては、当社が本C種優先株式割当予定先及び本D種優先株式割当予定先の承諾を得て、本新株予約権割当予定先に対して行使許可をした場合に限り、本新株予約権の行使を認めることとしており、停止指示や行使許可を通じて、株価動向や市場環境等に応じて、当社が株価への影響を一定程度コントロールできる設計としています。
- ・ 本新株予約権の行使価額は、当初は206円ですが、2021年5月21日以降本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値の92%に相当する金額に修正されます。但し、下限行使価額は154.5円です。なお、当社は、2021年5月21日以降、本C種優先株式割当予定先及び本D種優先株式割当予定先の承諾を得た場合、当社取締役会の決議により下限行使価額の修正を行うことができ、かかる修正が行われる場合、下限行使価額は113円又は当該決議がなされた日の東証終値の50%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い方の金額に修正されます。これは、株価が当初の下限行使価額を下回って推移し、本新株予約権の行使が進まない場合、当社は、本新株予約権の資金使途である運転資金の削減又は銀行からの借入金により充当することをまずは検討いたしますが、そのうえでなお、当社の資金需要や財務状況等に鑑みて本新株予約権による資金調達が必要であると当社が判断した場合には、下限行使価額を下方に修正することによって、本新株予約権の行使を促進することを意図したものです。当社は、下限行使価額の修正を行う際にはその旨を開示いたします。
- ・ 本新株予約権の行使期間は、2021年5月21日から2023年5月22日までです。

##### ②当社による行使指示

- ・ 当社は、2021年5月21日から2023年5月22日までのいずれかの日において、当社の判断により、本新株予約権割当予定先に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指示することができます（以下「行使指示」といいます。）。
- ・ 行使指示に際しては、以下の要件を満たすことが前提となります。
  - (i) 行使指示を行った日（以下「行使指示日」といいます。）の東証終値が下限行使価額の115%に相当する金額以上であること
  - (ii) 前回行使指示を行った日から20取引日以上が経過していること
  - (iii) 当社が、未公表の重要事実を保有していないこと
  - (iv) 行使指示日の東証終値が直前取引日の東証終値よりも8%以上下落していないこと
- ・ 当社が行使指示を行った場合、本新株予約権割当予定先は、原則として、行使指示日の翌取引日から20取引日（以下「行使指示期間」といいます。）以内に、指示された数の本新株予約権を行使する義務を負います。

- ・ 行使指示後、当該行使指示に係る行使指示期間中に、当社株式の株価（気配値を含みます。）が下限行使価額の 115%を下回った場合には、本新株予約権割当予定先は、当該行使指示に基づき本新株予約権を行使する義務を免れます。
- ・ 一度に行使指示可能な本新株予約権の数には限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社株式の数が、行使指示日の直前取引日までの 5 取引日、20 取引日又は 250 取引日における当社株式の 1 日当たり平均出来高のいずれか少ない方に 2 を乗じて得られる数を超えないようにする必要があります。
- ・ 当社は、行使指示を行う際にはその旨を開示いたします。

### ③当社による行使停止

当社は、2021 年 5 月 21 日以降 2022 年 5 月 20 日までの間のいずれかの日において、本新株予約権割当予定先が本新株予約権の全部又は一部を行使することができない期間を指定（以下「停止指示」といいます。）することができます。なお、当社は、一旦行った停止指示をいつでも取り消すことができます。かかる行使停止指定条項により、急激な希薄化を回避するとともに、資金需要や株価動向等を見極めながら資金調達の時期や行使される本新株予約権の量を一定程度コントロールすることが可能となります。また、当社は、停止指示を行うこと又は停止指示を取り消すことを決定した場合は、その旨を開示いたします。

### ④当社による行使許可

当社は、2022 年 5 月 21 日以降においては、行使指示期間を除き、当社が本 C 種優先株式割当予定先及び本 D 種優先株式割当予定先の承諾を得て、本新株予約権割当予定先に対して行使許可をした場合に限り、本新株予約権の行使を認めることとしています。本新株予約権割当先予定先は、本新株予約権第三者割当契約に従って当社に対して本新株予約権の行使に係る許可申請書（以下「行使許可申請書」といいます。）を提出し、これに対して当社が書面（以下「行使許可書」といいます。）により本新株予約権の行使を許可した場合に限り、行使許可書に示された最長 60 取引日の期間（以下「行使許可期間」といいます。）に、行使許可書に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。また、本新株予約権割当予定先は、何度でも行使許可の申請を行うことができます。行使許可申請書の提出がなされた場合に行使許可を行うかどうかは、当社の裁量によって決定することができます。当社は、行使許可申請書の提出がなされた時点の当社の資金需要や株価動向等を総合的に勘案し、行使許可を行うかどうかを判断いたします。また、当社は行使許可を行った後、行使許可期間中に、当該行使許可を取り消す旨を割当予定先に通知することができ、この場合、通知の翌取引日から、割当予定先は当該行使許可に基づき本新株予約権を行使することができません。かかる行使許可条項により、急激な希薄化を回避するとともに、資金需要や株価動向等を見極めながら資金調達の時期や行使される本新株予約権の量を一定程度コントロールすることが可能となります。また、当社は、行使許可を行うこと又は行使許可を取り消すことを決定した場合は、その旨を開示いたします。

### ⑤当社による本新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の取得が必要と判断した場合、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。また、当社は、2023 年 5 月 22 日において未行使の本新株予約権が残存している場合、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除きます。）の保有する本新株予約権の全部を取得します。

### ⑥本新株予約権の譲渡

本新株予約権第三者割当契約において、本新株予約権割当予定先は、当社取締役会の事前の承認がない限り、本新株予約権を本新株予約権割当予定先の関連会社（バークレイズ・バンク・ピーエルシーの直接又は間接の子会社及び親会社（最上位の持株会社を含みます。）並びにかかる親会社の直接又は間接の子会社をいいます。）以外の第三者に譲渡することはできない旨及び本新株予約権割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で本新株予約権第三者割当契約の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとする旨を規定する予定です。

#### (5) 第25回新株予約権による資金調達方法の選択理由

数あるファイナンス手法の中から今回の資金調達手法を選択するにあたり、当社は、当社の事業再生計画の遂行に資する実現性の高い資金調達手法かどうか、資本政策の柔軟性が確保されているかどうか、また、既存株主の皆様の利益に充分配慮するため、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっているかどうかを最も重視いたしました。

その結果、以下に記載した本新株予約権の特徴を踏まえ、当社は、本新株予約権が当社のニーズを充足し得る現時点での最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

##### ① 本新株予約権の主な特徴

- ・ 過度な希薄化の抑制が可能なこと
- (i) 本新株予約権に係る潜在株式数は5,000,000株（2020年12月31日現在の発行済株式総数32,369,400株の15.45%（小数点以下第3位を四捨五入））と一定であり、株式価値の希薄化の割合が限定されております。
- (ii) 本新株予約権者がその裁量により本新株予約権を行使することができる一方、当社は、株価動向や市場環境等を勘案して適宜停止指示を行うことができ、また、2022年5月21日以降においては、当社が本C種優先株式割当予定先及び本D種優先株式割当予定先の承諾を得て、本新株予約権割当予定先に対して行使許可をした場合に限り、本新株予約権の行使を認めることとしております。

- ・ 株価への影響の軽減が可能なこと

下記の仕組みにより、株価への影響の軽減が可能となると考えられます。

- (i) 上記に記載のとおり、当社が適宜停止指示や行使許可を行うことにより、株価動向や市場環境等に応じて本新株予約権が行使されないようにすることができること
- (ii) 行使価額は修正日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回による行使の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと
- (iii) 下限行使価額が設定されること

- ・ 資本政策の柔軟性が確保されていること

資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、残存する本新株予約権をいつでも取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

##### ② 本新株予約権の主な留意事項

本新株予約権には、主に、下記の留意事項がありますが、当社としましては、上記のメリットから得られる効果の方が大きいと考えています。

- ・ 本新株予約権の下限行使価額が設定されており、当社普通株式の株価が下限行使価額を下回る水準で推移した場合には、本新株予約権が行使されず、当社の想定した資金調達ができない可能性があります。本新株予約権の行使によって調達する資金は、下記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期」に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響による売上高の大幅な減少が生じた場合に不足する運転資金に充当する予定ですが、かかるリスクが発現したものの本新株予約権の行使状況により想定どおりの資金調達ができなかった場合には、銀行からの借入金により運転資金に充当することを検討いたします。
- ・ 株価の下落局面では、行使価額が下方修正されることにより、調達額が予定額を下回る可能性があります。但し、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。
- ・ 行使指示後、当該行使指示に係る行使指示期間中に、当社株式の株価（気配値を含みます。）が下限行使価額の115%を下回った場合には、本新株予約権割当予定先は、当該行使指示に基づき本新株予約権を行使する義務を免れます。
- ・ 一度に資金調達することはできず、当社株式の株価・流動性の動向次第では、資金調達完了までに時間を要する可能性があります。

### ③ 他の資金調達方法との比較

- ・ 公募増資又は第三者割当による新たな普通株式の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。一方、本新株予約権の行使価額は、行使価額の修正日に、算定基準日の東証終値の92%に相当する金額に修正されることから、複数回による行使の分散が期待され、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいことに加え、株価動向や市場環境等を勘案して当社が停止指示や行使許可を行うことにより、本新株予約権割当予定先による本新株予約権の行使時期を一定程度コントロールすることができるため、株価に対する一時的な影響を低減することが可能となるものと考えられます。
- ・ 株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる「MSCB」）については、その発行条件及び行使条件等は多様化しているものの、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、転換価額の水準によっては転換により交付される株式数が当初転換価額を前提とする想定より増加する場合があります。また、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられますが、本スキームでは、本新株予約権の目的である株式の総数が一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されています。
- ・ 社債、借入れによる資金調達は、一時に資金を調達できる反面、調達金額が負債となるため財務健全性の低下が見込まれ、安定的に事業戦略を推進したいという当社のニーズに合致しません。一方、本スキームは資本金調達であるため、財務健全性の低下は見込まれないこととなります。また当社の財務状況では、金融機関等からの融資による借入れによって当社の資金需要に応えられる金額を調達することは困難です。

## 4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

### (1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	7,033 百万円
② 発行諸費用の概算額	99 百万円
③ 差引手取概算額	6,934 百万円

(注) 1 払込金額の総額は、C種優先株式及びD種優先株式の払込価額総額6,000,000,000円、本新株予約権の払込金額の総額3,000,000,000円及び当初行使価額に基づき算出した本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額1,030,000,000円を合算した金額であります。

- 2 本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達する資金の額は減少します。
- 3 発行諸費用の概算額の内訳は、アドバイザー費用、弁護士費用、C種優先株式及びD種優先株式並びに本新株予約権に係る価値評価費用、デュー・ディリジェンス対応費用並びにその他事務費用（有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料、登記関連費用及び臨時株主総会開催費用等）の合計であります。
- 4 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

### (2) 調達する資金の具体的な使途（C種優先株式及びD種優先株式）

	具体的な使途	金額	支出予定時期
①	構造改革資金（店舗設備投資）	927 百万円	2021年5月～2024年3月
②	運転資金	474 百万円	2021年5月～2022年3月
③	当社の借入金の弁済	4,500 百万円	2021年5月

(注) 1 当社は、本優先株式第三者割当後直ちに、法令に従い、本優先株式第三者割当に基づく払込後の資本金の額を7,835,268,300円減少させて100,000,000円に、本優先株式第三者割当に基づく払込後の資本準備金の額を3,727,166,528円減少させて0円にし、減少させた資本金及び資本準備金の全額をその他資本剰余金に振り替えるとともに、増加後のその他資本剰余金をその他利益剰余金に振り替え、その他利益剰余金の欠損填補に充てる予定です。

- 2 上記①及び②の資金については、実際に支出するまで、銀行口座にて管理いたします。
- 3 上記③の資金については、本D種優先株式第三者割当に係る払込み後、直ちに本D種優先株式割当予定先に

対する借入金の弁済に充てることから、手許資金の増加はありません。

- 4 当社は、本D種優先株式第三者割当に係る払込みによって調達する資金を、直ちに上記③の本D種優先株式割当予定先に対する借入金の弁済に充てる予定ですが、本日時点で、各本D種優先株式割当予定先に対する返済金額の内訳及び割り当てる本D種優先株式の数は各本D種優先株式割当予定先と協議中であり、確定していません。かかる各本D種優先株式割当予定先に対する返済金額の内訳及び割り当てる本D種優先株式の数は2021年4月9日頃に確定し、開示する予定です。

なお、本日時点において、一部の本D種優先株式割当予定先が当社に対して有する貸付債権の処理方針が確定しておらず、今後の方針次第では、一部の本D種優先株式割当予定先が、当該貸付債権を第三者に譲渡する可能性があります。本日時点において、当該譲渡の有無、譲渡金額、譲渡先等は不明ですが、当該譲渡がされた場合には、当該譲渡先がD種優先株式の新たな割当予定先となる予定です。当該方針は2021年4月20日開催予定の事業再生計画案の決議のための債権者会議後、遅くとも同年4月23日までに決定する予定であり、当社は当該決定次第、速やかに開示する予定です。

- 5 当社は、上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 募集に至る経緯及び目的」に記載する本件ローンによって調達する資金を、構造改革資金（構造改革資金を用途とした既存短期融資の借換を含みます。）及び運転資金に充当する予定です。

### (3) 調達する資金の具体的な使途（第25回新株予約権）

	具体的な使途	金額	支出予定時期
①	運転資金	1,033百万円	2021年5月～2023年5月

(注) 本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の額は変動します。本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達する資金の額は減少します。本新株予約権の行使状況により想定どおりの資金調達ができなかった場合には、運転資金充当の削減又は銀行からの借入金により充当することを検討いたします。

なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

上記に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

#### (構造改革資金)

本C種優先株式第三者割当に係る払込金額の一部は、業態転換やリニューアル等の店舗設備投資に充当します。ウィズコロナ、アフターコロナの時代に適応する食事動機の利用をメインとした業態への業態転換や、昼の時間帯に夜の時間帯とは異なる業態で営業するいわゆる二毛作形態への転換、既存業態のデザイン等を一新するリニューアル等の店舗設備投資を実施する予定です。店舗規模により投資額は異なりますが、業態転換は1店舗当たり8百万円から30百万円程度、二毛作は1店舗当たり3百万円程度、リニューアルは1店舗当たり7百万円から15百万円程度を予定しています。これらの投資を2022年3月期から2024年3月期にかけて実施し、927百万円を充当する予定です。全店舗の約25%に相当する店舗においてこれらの施策を実施予定です。

#### (借入金の弁済)

本D種優先株式第三者割当に係る払込金額は、直ちに本D種優先株式第三者割当に係る割当予定先からの既存借入金の弁済に充当します。これにより、財務体質の安定化を図ったうえで、債務超過を解消いたします。

#### (運転資金)

本C種優先株式第三者割当に係る払込金額の一部は、通常運転資金に充当します。また、今後において、新型コロナウイルス感染症の影響による売上高の大幅な減少が生じた場合には、その間、赤字が継続するリスクがあります。このようなリスクが発現した場合、本新株予約権の行使によって調達する資金を、不足する運転資金に充当します。リスクが発現したものの本新株予約権の行使状況により想定どおりの資金調達ができなかった場合には、銀行からの借入金により充当することを検討いたします。

## 5. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当のうち、C種優先株式の発行については、当社が事業を運営するうえで、必要最小限の資本の増加を目的とすることに加え、経営構造改革に必要な資金として調達するものであり、資金使途には合理性があるものと判断しております。

また、D種優先株式の発行については、各割当予定先より調達する資金は、当該割当予定先から当社が借り入れている有利子負債4,500百万円の弁済のための資金として使用することで、当社の財務体質の安定化と債務超過の解消に資することから、資金使途は合理性があるものと判断しております。

第25回新株予約権の発行については、財務体質の改善をさらに十分なものとするを目的として調達するものであり、資金使途には合理性があるものと判断しております。

## 6. 発行条件等の合理性

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本優先株式の発行条件の決定にあたって、公正性を期す目的で、当社及び本優先株式割当予定先から独立した第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（代表者：黒崎 知岳／山本 顕三、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号、以下「赤坂国際会計」といいます。）に対して、本優先株式の価値算定を依頼し、同社より本優先株式の価値算定書（以下「本優先株式算定書」といいます。）を取得しております。

当該機関は、本優先株式の株式価値算定にあたって、本優先株式の発行要項その他の諸条件（直近の発行会社の財務状況等を勘案し、D種優先株式の普通株式を対価とする取得請求可能期間開始日までの期間であるD種優先株式発行日から1年間は、発行会社からの金銭を対価とする取得が実施されないものと想定していること等を含みます。）を考慮し、一般的な価値算定モデルである二項格子モデルによる評価手法を採用して、本優先株式の価値を算定しております。本優先株式算定書において、2021年3月25日を基準として算定された本優先株式の価値は、C種優先株式1株当たり976,800円～1,036,000円、D種優先株式1株当たり977,000円～1,006,500円となっております。

当社は、割当予定先との間で、本優先株式の内容について、慎重に交渉及び協議を重ね、本優先株式算定書の算定結果や当社の置かれた経営環境及び財務状況を総合的に勘案したうえで、C種優先株式及びD種優先株式の発行条件を検討いたしました。C種優先株式及びD種優先株式には客観的な市場価格がなく、また優先株式の評価は非常に複雑で、評価手法についても様々な見解があり得ることから、本優先株式の払込金額が特に有利な金額であると判断される可能性は否定できないため、念のため、本臨時株主総会で、会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る特別決議による承認を得ることを条件として、C種優先株式及びD種優先株式を発行することといたしました。

なお、当社監査役3名（うち社外監査役2名）全員も、C種優先株式及びD種優先株式の払込金額は、赤坂国際会計は当社と顧問契約関係がなく当社経営陣から独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計によるC種優先株式及びD種優先株式の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できること等から、赤坂国際会計によって算出された評価額レンジ内の金額であるC種優先株式及びD種優先株式の払込金額は割当予定先に特に有利な金額ではないと判断しています。

また、当社は、本新株予約権の評価を当社及び本新株予約権割当予定先から独立した第三者算定機関である赤坂国際会計に依頼しました。当該機関は、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権割当予定先であるパークレイズ・バンクとの間で締結する予定の本新株予約権第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社株式の株価、当社株式のボラティリティ、予定配当額、無リスク利率、割当予定先の権利行使行動及び株式保有動向（市場出来高に対して一定割合の範囲内で株式処分を進めること）等について一定の前提（資金調達需要が発生している場合には割当予定先による権利行使を促すように当社による停止指示や行使許可が運用されること、及び当社が当社取締役会の決議に基づく本新株予約権の取得を行わないことを含みます。）を置き、本新株予約権割当予定先が本新株予約権を行使する際に、当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準の割当予定先に対するコストが発生することを仮定して評価を実施しました。当社は、この評価の結果を踏まえて、本新株予約権1個の払込金額を当該機関の算定結果と同額である金60円としました。

本新株予約権の当初行使価額は、2021年3月4日から本取締役会決議日の直前取引日（2021年3月25日）までの東京証券取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値である227.9円の90%に相当する金額としており、その後の行使価額も、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値の92.0%に相当する金額に修正されるものの、その価額は下限行使価額を下回ることはありません。そのため、本新株予約権の行使価額は、最近6ヶ月間及び発行決議日直前取引日の東証終値と比べて過度に低い水準となることはなく、かかる行使価額に照らしても、本新株予約権の払込金額は適正な価額であると考えています。

当社監査役3名（うち社外監査役2名）全員も、本新株予約権の払込金額の決定方法に係る適法性に関し、赤坂国際会計は当社と顧問契約関係がなく当社経営陣から独立していると認められること、本新株予約権割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できること等から、赤坂国際会計によって算出された評価額と同額の本新株予約権の払込金額は本新株予約権割当予定先に特に有利でなく、適法であると判断しています。

## （2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

C種優先株式については、普通株式を対価とする取得請求権が付されておりますが、C種優先株式の全部について当初転換価額にてこの取得請求権が行使された場合、普通株式7,281,553株が交付され、その議決権数は72,815個となります（2020年9月30日現在の当社の発行済株式総数32,369,400株に対する比率は22.50%、議決権総数323,624個に対する比率は22.50%）。また、C種優先株式の全部について下限転換価額（当初転換価額の50%）にてこの取得請求権が行使された場合、普通株式14,563,106株が交付され、その議決権数は145,631個となります（2020年9月30日現在の当社の発行済株式総数32,369,400株に対する比率は44.99%、議決権総数323,624個に対する比率は45.00%）。

D種優先株式については、D種優先株式の発行日から1年経過後いつでも普通株式を対価とする取得請求権が付されておりますが、D種優先株式の全部について当初転換価額にてこの取得請求権が行使された場合、普通株式21,844,660株が交付され、その議決権数は218,446個となります（2020年9月30日現在の当社の発行済株式総数32,369,400株に対する比率は67.49%、議決権総数323,624個に対する割合は67.50%）。また、D種優先株式の全部について下限転換価額（当初転換価額の75%）にてこの取得請求権が行使された場合、普通株式29,126,213株が交付され、その議決権数は291,262個となります（2020年9月30日現在の当社の発行済株式総数32,369,400株に対する比率は89.98%、議決権総数323,624個に対する比率は90.00%）。

なお、交付される普通株式の数については、C種優先株式及びD種優先株式に優先配当金に未払が生じないと仮定して、当初の払込金額の総額を当初転換価額又は下限転換価額で除した数として算出しております。

かかるC種優先株式及びD種優先株式の下限転換価額による転換が行われた場合の潜在株式数を合計した希薄化率は、2020年9月30日現在の当社の発行済株式総数32,369,400株に対して134.97%、議決権総数323,624個に対して135.00%となります。

また、本新株予約権の目的となる株式数は5,000,000株であり、同株式に係る議決権の数は50,000個であるため、全ての本新株予約権が行使された場合には、2020年9月30日現在の当社の発行済株式総数32,369,400株に対する比率は15.45%、同日現在の当社の議決権総数323,624個に対する比率は15.45%となります。

以上より、C種優先株式及びD種優先株式の下限転換価額による転換が行われた場合の潜在株式数並びに本新株予約権に係る潜在株式数を合計した希薄化率は、2020年9月30日現在の当社の発行済株式総数32,369,400株に対して150.42%、議決権総数323,624個に対して150.45%となり、本第三者割当により大幅な希薄化が生じます。

一方で、当社が上記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期」で記載した資金を得ることは、当社の毀損した自己資本を早期に回復させ、取引先及びお取引金融機関からの信頼回復、事業基盤の強化及び安定的な成長に寄与するものと考えており、既存株主の皆様に対して潜在的に大幅な希薄化は生じるものの、当社財務体質の再構築及び成長分野への投資や構造改革を通じて、中長期的には企業価値の向上に資するものであると判断しております。また、C種優先株式及びD種優先株式には普通株式による取得請求権に係る転換価額



の下限が設定されていること、金銭を対価とする取得条項が付されており、C種優先株式及びD種優先株式を当社が強制償還することで、普通株式を対価とする取得請求権の行使による希薄化の発生を一定程度抑制することが可能な設計となっていること、第25回新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数5,000,000株に対し、当社株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は158,924株であり、一定の流動性を有していること、第25回新株予約権は当社株式動向や市場環境等を勘案し停止指示を行うことによって、株式発行を行わないようにすることが可能であり、2022年5月21日以降においては、当社が本C種優先株式割当予定先及び本D種優先株式割当予定先の承諾を得て、本新株予約権割当予定先に対して行使許可をした場合に限り、本新株予約権の行使を認めることとしており、かつ当社の判断により第25回新株予約権を取得することも可能であること等から、本第三者割当に伴う希薄化の規模は合理的であると考えております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①	名 称	RKDエンカレッジファンド投資事業有限責任組合
②	所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目9番6号
③	設 立 根 拠 等 ・ 組 成 目 的	投資事業有限責任組合契約に関する法律 新型コロナウイルスの影響を受けた中堅企業のお客さまに対し、資本性資金の提供を行うのと同時に産業の維持・発展に貢献する。
④	組 成 日	2020年9月30日
⑤	出 資 の 総 額	100億円
⑥	出 資 者 の 概 要	株式会社りそな銀行 代表取締役 岩永 省一 大阪市中央区備後町二丁目2番1号 株式会社日本政策投資銀行 代表取締役 渡辺 一 東京都千代田区大手町一丁目9番6号
⑦	名 称	りそなキャピタル株式会社
	所 在 地	東京都江東区木場一丁目5番25号
	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 宮嶋 孝
	事 業 内 容	株式、社債等への投資に関する業務 株式公開に向けてのコンサルティング及び営業支援業務 投資事業組合の運営管理業務
	主たる出資者 及びその出資 比 率	株式会社りそなホールディングス 100%
	資 本 金	504,950万円
	名 称	DBJ地域投資株式会社
	所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目9番6号
	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 本野 雅彦
	事 業 内 容	投資事業有限責任組合への出資及び組成・運営に関する 業務 株式、社債又は持分等に対する投資業務等
主たる出資者 及びその出資 比 率	株式会社日本政策投資銀行 100%	

	資 本 金	700 万円
⑧ 当 社 と 当 該 ファンドとの間の関係	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	RKDエンカレッジファンド投資事業有限責任組合の出資者である株式会社りそな銀行と株式会社日本政策投資銀行との間で、融資取引があります。

※ 割当予定先の業務執行組合員であるりそなキャピタル株式会社は、株式会社りそなホールディングスの完全子会社であるところ、株式会社りそなホールディングスは、東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書の「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、「『1. 反社会的勢力と取引を遮断し、根絶することは、金融機関の社会的責任と公共的使命という観点から極めて重要である。2. 反社会的勢力に対して、当社及びグループ各社が企業活動を通じて反社会的活動の支援を行うことのないよう、取引や取引への介入を排除する』ということを基本的な考え方としております。」と述べたうえで、具体的な反社会的勢力排除に向けた整備状況を説明しています。当社は、当該内容を確認し、株式会社りそなホールディングスの完全子会社であるりそなキャピタル株式会社が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。また、割当予定先の業務執行組合員であるDBJ地域投資株式会社は、株式会社日本政策投資銀行の完全子会社であるところ、当社は、株式会社日本政策投資銀行が2020年6月26日付で関東財務局長宛てに提出している有価証券報告書により、同社が、「内部統制基本方針」を策定し、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断するための態勢を整備していること及び同社の株主が財務大臣のみであることを確認しております。また、同社及び同社グループは、国内外の上場会社が発行会社となる優先株式の引受けの実例を多数有しております。これらにより、当社は、株式会社日本政策投資銀行の完全子会社であるDBJ地域投資株式会社が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しております。当社は、以上のとおり、割当予定先の全ての業務執行組合員が反社会的勢力とは一切関係していないと判断するとともに、割当予定先と直接、面談及びヒアリングを実施し、反社会的勢力でない旨を直接確認し、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

割当予定先であるRKDエンカレッジファンド投資事業有限責任組合の主たる出資者の出資比率については、主たる出資者からの開示の同意が得られていないため記載しておりません。開示の同意を行わない理由については、RKDエンカレッジファンド投資事業有限責任組合の主たる出資者の出資比率について開示した場合、その出資割合から、資金需要者の間において、主たる出資者である銀行間のいずれが主体的に意思決定を行うかなどについて推測されることが想定され、当該出資者に事業上の影響が生じるためであると聞いており、このような点から、RKDエンカレッジファンド投資事業有限責任組合の主たる出資者の出資比率は、極めて守秘性の高い情報であるためと聞いております。

①	名 称	株式会社りそな銀行
②	所 在 地	大阪市中央区備後町二丁目2番1号
③	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 岩永 省一
④	事 業 内 容	銀行業
⑤	資 本 金	279,928 百万円
⑥	設 立 年 月 日	1918 年 5 月 15 日
⑦	発 行 済 株 式 数	134,979,383 千株
⑧	決 算 期	3 月 31 日
⑨	従 業 員 数	(連結) 8,711 人
⑩	主 要 取 引 先	一般個人及び法人
⑪	大株主及び持株比率	株式会社りそなホールディングス 100%
⑫	当 事 会 社 間 の 関 係	
	資 本 関 係	当社普通株式 15,000 株 (発行済株式総数の 0.05%) を保有しております。
	人 的 関 係	該当事項はありません。

取引関係	当社と割当先との間で預金取引・銀行借入等の金融取引があります。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

⑬ 最近3年間の経営成績及び財政状態

決算期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
連結純資産	1,479,694百万円	1,435,461百万円	1,366,258百万円
連結総資産	32,478,667百万円	32,861,388百万円	34,048,213百万円
1株当たり連結純資産	10.88円	10.57円	10.04円
連結経常収益	506,956百万円	501,591百万円	519,665百万円
連結経常利益	128,722百万円	130,446百万円	147,730百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	96,233百万円	90,337百万円	108,298百万円
1株当たり連結当期純利益	0.71円	0.66円	0.80円
1株当たり配当金	0.4782円	0.4585円	0.4790円

※ 株式会社りそな銀行は、株式会社りそなホールディングスの完全子会社であるところ、株式会社りそなホールディングスは、東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書の「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、『1. 反社会的勢力と取引を遮断し、根絶することは、金融機関の社会的責任と公共的使命という観点から極めて重要である。2. 反社会的勢力に対して、当社及びグループ各社が企業活動を通じて反社会的活動の支援を行うことのないよう、取引や取引への介入を排除する』ということを基本的な考え方としております。」と述べたうえで、具体的な反社会的勢力排除に向けた整備状況を説明しています。当社は、当該内容を確認し、株式会社りそなホールディングスの完全子会社である株式会社りそな銀行が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

① 名称	株式会社みずほ銀行
② 所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番5号
③ 代表者の役職・氏名	取締役頭取 藤原 弘治
④ 事業内容	銀行業
⑤ 資本金	1,404,065百万円
⑥ 設立年月日	2002年4月1日
⑦ 発行済株式数	普通株式 16,151,573株 第二回第四種優先株式 64,500株 第八回第八種優先株式 85,500株 第十一回第十三種優先株式 3,609,650株
⑧ 決算期	3月31日
⑨ 従業員数	(連結) 36,863人
⑩ 主要取引先	一般個人及び法人
⑪ 大株主及び持株比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 100%
⑫ 当事会社間の関係	
資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	当社と割当先との間で預金取引・銀行借入等の金融取引があります。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。
⑬ 最近3年間の経営成績及び財政状態	

決算期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
連結純資産	8,664,467百万円	8,008,073百万円	7,662,251百万円
連結総資産	171,298,240百万円	179,083,191百万円	193,735,481百万円
1株当たり連結純資産	495,940.60円	472,439.09円	471,499.80円
連結経常収益	2,862,291百万円	3,149,026百万円	3,302,848百万円
連結経常利益	647,076百万円	426,726百万円	540,403百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益（△損失）	485,102百万円	△29,838百万円	387,283百万円
1株当たり 連結当期純利益（△損失）	30,034.39円	△1,847.38円	23,978.06円
1株当たり配当金	普通株式 15,018円 第二回第四種優先株式 42,000円 第八回第八種優先株式 47,600円 第十一回第十三種 優先株式 16,000円	普通株式 - 第二回第四種優先株式 42,000円 第八回第八種優先株式 47,600円 第十一回第十三種 優先株式 16,000円	普通株式 11,990円 第二回第四種優先株式 42,000円 第八回第八種優先株式 47,600円 第十一回第十三種 優先株式 16,000円

※ 株式会社みずほ銀行は、株式会社みずほフィナンシャルグループの完全子会社であるところ、株式会社みずほフィナンシャルグループは、東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書の「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、「当社グループは、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から、「みずほの企業行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断する、との基本方針を定めております。」と述べたうえで、具体的な反社会的勢力排除に向けた整備状況を説明しています。当社は、当該内容を確認し、株式会社みずほフィナンシャルグループの完全子会社である株式会社みずほ銀行が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

① 名 称	株式会社横浜銀行
② 所 在 地	神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役頭取 大矢 恭好
④ 事 業 内 容	銀行業
⑤ 資 本 金	215,628百万円
⑥ 設 立 年 月 日	1920年12月16日
⑦ 発 行 済 株 式 数	1,204,577千株
⑧ 決 算 期	3月31日
⑨ 従 業 員 数	(単体) 4,559人
⑩ 主 要 取 引 先	一般個人及び法人
⑪ 大株主及び持株比率	株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ 100%
⑫ 当事会社間の関係	
資 本 関 係	当社普通株式7,500株（発行済株式総数の0.02%）を保有しております。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	当社と割当先との間で預金取引・銀行借入等の金融取引があります。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

⑬ 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
連結純資産	1,002,037百万円	1,005,483百万円	972,993百万円
連結総資産	16,442,452百万円	16,870,178百万円	16,932,521百万円
1株当たり連結純資産	827.58円	830.52円	803.32円
連結経常収益	288,759百万円	273,086百万円	277,730百万円
連結経常利益	90,877百万円	79,339百万円	79,867百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	61,806百万円	53,699百万円	55,089百万円
1株当たり連結当期純利益	51.3円	44.57円	45.73円
1株当たり配当金	0円	0円	0円

※ 株式会社横浜銀行は、株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループの完全子会社であるところ、株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループは、東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書の「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、「地域金融グループとしての公共的使命および社会的責任の重みを常に認識し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力への資金提供は断固として拒絶し、反社会的勢力の不当要求・不当介入は毅然として排除するなど、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断するという基本原則を果たすべく、組織全体で対応します。」と述べたうえで、具体的な反社会的勢力排除に向けた整備状況を説明しています。当社は、当該内容を確認し、株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループの完全子会社である株式会社横浜銀行が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

① 名称	株式会社三井住友銀行		
② 所在地	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号		
③ 代表者の役職・氏名	頭取 高島 誠		
④ 事業内容	銀行業		
⑤ 資本金	1,770,996百万円		
⑥ 設立年月日	1996年6月6日		
⑦ 発行済株式数	普通株式 106,248千株 優先株式 70千株		
⑧ 決算期	3月31日		
⑨ 従業員数	(連結) 27,957人		
⑩ 主要取引先	一般個人及び法人		
⑪ 大株主及び持株比率	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 100%		
⑫ 当事会社間の関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	当社と割当先との間で預金取引・銀行借入等の金融取引があります。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
⑬ 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
連結純資産	9,090,403百万円	8,986,749百万円	8,368,349百万円
連結総資産	182,727,495百万円	190,690,293百万円	206,089,633百万円
1株当たり連結純資産	80,331.61円	81,936.56円	77,913.33円

連結経常収益	3,117,087百万円	3,369,898百万円	3,469,068百万円
連結経常利益	932,733百万円	894,501百万円	770,491百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	627,582百万円	617,493百万円	517,750百万円
1株当たり連結当期純利益	5,906.75円	5,811.79円	4,873.02円
1株当たり配当金	普通株式2,999円	普通株式3,284円	普通株式5,007円

※ 株式会社三井住友銀行は、株式会社三井住友フィナンシャルグループの完全子会社であるところ、株式会社三井住友フィナンシャルグループは、東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書の「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、「当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力の関与を排除するため、反社会的勢力とは一切の関係を遮断すること、不当要求はこれを拒絶し、裏取引や資金提供を行わず、必要に応じ法的対応を行うこと、反社会的勢力への対応は、外部専門機関と連携しつつ、組織全体として行うことを基本方針としております。」と述べたうえで、具体的な反社会的勢力排除に向けた整備状況を説明しています。当社は、当該内容を確認し、株式会社三井住友フィナンシャルグループの完全子会社である株式会社三井住友銀行が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

① 名 称	株式会社三菱UFJ銀行		
② 所在地	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号		
③ 代表者の役職・氏名	取締役頭取執行役員 三毛 兼承		
④ 事業内容	銀行業		
⑤ 資本金	1,711,958百万円		
⑥ 設立年月日	1919年8月15日		
⑦ 発行済株式数	普通株式 12,350,038千株 第一回第二種優先株式 100,000千株 第一回第四種優先株式 79,700千株 第一回第六種優先株式 1,000千株 第一回第七種優先株式 177,000千株		
⑧ 決算期	3月31日		
⑨ 従業員数	(連結) 32,186人		
⑩ 主要取引先	一般個人及び法人		
⑪ 大株主及び持株比率	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 100%		
⑫ 当事会社間の関係			
資本関係	該当事項はありません。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	当社と割当先との間で預金取引・銀行借入等の金融取引があります。		
関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。		
⑬ 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
連結純資産	12,708,722百万円	12,869,567百万円	12,285,505百万円
連結総資産	239,228,925百万円	253,312,157百万円	270,418,512百万円
1株当たり連結純資産	964.46円	987.52円	960.19円
連結経常収益	4,277,820百万円	4,863,987百万円	5,338,180百万円
連結経常利益	901,550百万円	851,241百万円	711,942百万円

親会社株主に帰属する 当期純利益	575,260百万円	612,437百万円	97,921百万円
1株当たり連結当期純利益	46.57円	49.58円	7.92円
1株当たり配当金	普通株式31.92円	普通株式8.51円	普通株式26.16円

※ 株式会社三菱UFJ銀行は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの完全子会社であるところ、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループは、東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書の「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、「1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方（基本方針）当社は、組織としての対応、外部専門機関との連携、取引を含めた一切の関係遮断、有事における民事と刑事の法的対応、裏取引や資金提供の禁止を内容とする反社会的勢力に対する基本方針を定めております。」と述べたうえで、具体的な反社会的勢力排除に向けた整備状況を説明しています。当社は、当該内容を確認し、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの完全子会社である株式会社三菱UFJ銀行が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

① 名 称	バークレイズ・バンク・ピーエルシー (Barclays Bank PLC)		
② 所 在 地	英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス1 (1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)		
③ 代表者の役職・氏名	グループ最高責任者 ジェームズ・E・ステイリー		
④ 事業内容	個人向け銀行業務、クレジットカード、コーポレート・バンキング及び投資銀行業務並びに資産及び投資運用		
⑤ 資 本 金	2,342百万英ポンド(2020年6月30日現在) (310,338百万円) (換算レートは1英ポンド132.51円(2020年6月30日の仲値)です。)		
⑥ 設 立 年 月 日	1836年6月1日		
⑦ 発 行 済 株 式 数	普通株式 2,342百万株 (2020年6月30日現在)		
⑧ 決 算 期	12月31日		
⑨ 従 業 員 数	20,800名(2020年6月30日現在)		
⑩ 主 要 取 引 先	個人及び法人		
⑪ 大株主及び持株比率	バークレイズ・ピーエルシー 100.00% (2020年6月30日現在)		
⑫ 当事会社間の関係			
資 本 関 係	該当事項はありません。(注)		
人 的 関 係	該当事項はありません。		
取 引 関 係	該当事項はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。		
⑬ 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位:百万英ポンド。特記しているものを除く。)			
決算期	2017年12月期	2018年12月期	2019年12月期
連 結 純 資 産	65,734	47,711	50,615
連 結 総 資 産	1,129,343	877,700	876,672
1株当たり連結純資産(英ポンド)(注)	28.06	20.37	21.61
連 結 営 業 収 益	12,177	12,957	12,949
連 結 税 引 後 利 益	△980	1,010	2,780
1株当たり連結税引後利益(英ポンド)(注)	△0.42	0.43	1.19

1株当たり配当金支払額(英ポンド)	0.29	6.23	0.10
(注) 有価証券報告書又は外国会社報告書記載の当該数値を同記載の発行済株式数で除した値を記載			
(単位: 百万円。特記しているものを除く。)			
連結純資産	9,431,514	6,845,574	7,262,240
連結総資産	162,038,134	125,932,396	125,784,899
1株当たり連結純資産(円)	4,026.16	2,922.26	3,100.13
連結営業収益	1,747,156	1,859,070	1,857,923
連結税引後利益	△140,610	144,915	398,874
1株当たり連結当期純利益(円)	△60.02	61.86	170.27
1株当たり配当金支払額(円)	41.61	893.88	14.35
換算レートは1英ポンド143.48円(2019年12月30日の仲値)です。			

※ 割当予定先であるパークレイズ・バンク・ピーエルシーは、ロンドン証券取引所及びニューヨーク証券取引所に株式上場しているパークレイズ・ピーエルシーの完全子会社であり、英国において健全性監督機構(Prudential Regulation Authority)により承認され、金融行為規制機構(Financial Conduct Authority)及び健全性監督機構の監督及び規制を受けています(登録番号はNo. 1026167)。

また、当社は、英国健全性監督機構ホームページ、金融行為規制機構ホームページ、割当予定先のアニュアルレポート等で割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制の下にある事実について確認しており、また本件のあっせんを行うパークレイズ証券株式会社(以下「パークレイズ証券」といいます。)の担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力とは関係がないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

(注) 当事会社間の資本関係に関して、割当予定先が短期取引を前提として一時的に保有している当社株式は考慮しておりません。

## (2) 割当予定先を選定した理由

C種優先株式については、出資母体が当社のお取引金融機関であり、当社グループの厳しい経営状況等について深くご理解いただくとともに、当社グループの事業内容及び将来性を適切にご評価いただくことが可能な候補先として、RKDエンカレッジファンド投資事業有限責任組合を選定いたしました。

なお、本C種優先株式割当予定先は、2021年3月26日付で当社との間で締結した本C種優先株式第三者割当契約において、上記「3. 本優先株式及び本新株予約権の概要(1) C種優先株式」に記載した内容に加え、以下の内容等について合意しています。

### ① 本C種優先株式第三者割当契約に基づくC種優先株式の発行に関する本C種優先株式割当予定先の払込みの主な前提条件

(ア) 本事業再生計画案が適法かつ有効に成立し、その効力が維持されていること。

(イ) 本件ローンの実行が確実であると見込まれること。

(ウ) 本D種優先株式第三者割当に関して、本D種優先株式割当予定先による払込みが実行されていること。

(エ) 本優先株式第三者割当の効力が生じることを条件として、2021年5月20日を効力発生日(以下「本減資等効力発生日」といいます。)として、①本優先株式第三者割当の効力発生後の資本金の額7,935,268,300円を7,835,268,300円減少して、100,000,000円とする資本金の額の減少、②本優先株式第三者割当の効力発生後の資本準備金の額3,727,166,528円を3,727,166,528円減少して、0円とする資本準備金の額の減少、並びに、③上記①及び②による資本金及び資本準備金の額の減少額の全額をその他資本剰余金への振替(以下、①乃至③を総称して「本減資等」といいます。)を行うために必要な手続について全て完了しており、本優先株式第三者割当に係る払込みがなされた場合には、本減資等効力発生日において本減資等の効力が発生することが確実と見込まれること。



② 当社の主な誓約事項

(ア) 本事業再生計画案の成立、及び、本D種優先株式第三者割当に係る引受け及び払込みが完了するよう最大限努力すること。

(イ) 当社は、本C種優先株式割当予定先に対するC種優先株式に係る剰余金の配当又はC種優先株式の取得を可能にするため、本C種優先株式割当予定先の請求に従い、法令等に反しない範囲で、剰余金の配当資金又はC種優先株式の取得資金を可能な限り創出するべく資本金又は資本準備金の額の減少等を行うために必要な措置をとること。

(ウ) 本C種優先株式割当予定先がC種優先株式、当社の普通株式、又は、金銭を対価とするC種優先株式の取得請求権の行使若しくは金銭を対価とするC種優先株式の取得条項に基づく金銭債権を有している間、以下の事項を遵守すること。

① 当社が、当社の主たる事業内容を変更せず、当社の子会社及び関連会社の主たる事業内容を変更させないこと。

② 当社並びに当社の子会社及び関連会社の発行可能株式総数を変更しないこと。

③ 本事業再生 ADR 手続において成立した本事業再生計画案に定められた事項を遵守し、本事業再生計画を履行すること。

④ 本C種優先株式割当予定先の事前の書面による承諾がある場合を除き、当社又は当社の子会社若しくは関連会社は以下に掲げる行為を行わないこと（但し、本C種優先株式割当予定先は当該承諾を不合理に留保しないものとする。）。

- ・ 会社法又は定款上、当社の株主総会特別決議が必要とされる事項。
- ・ 本C種優先株式第三者割当契約締結日現在、自らが行っている事業の全部若しくは重要な一部の中止若しくは廃止、重要な不動産の譲渡若しくは譲受け、子会社若しくは関連会社に係る株式の取得若しくは売却（子会社又は関連会社の範囲の変更を伴うものに限る。）、又は重要な知的所有権若しくはライセンスの売却、処分若しくは放棄等の行為。
- ・ 定款の変更。
- ・ 取締役会規程又は株式取扱規程の重要な変更。
- ・ 合併、会社分割、事業の譲渡、事業の譲受け、株式交換、株式移転、組織変更その他の組織再編行為。
- ・ 解散。
- ・ 倒産手続開始の申出又は申立て。
- ・ 本C種優先株式割当予定先以外の第三者に対する募集株式、募集新株予約権若しくは募集新株予約権付社債の発行又は株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債を取得できる権利の付与。
- ・ 株式の分割、株式の併合又は株式無償割当て。
- ・ 自己株式若しくは自己新株予約権の取得、処分又は消却（取得条項付株式の取得を含む。但し、C種優先株式の取得条項若しくは取得請求権の行使に基づくC種優先株式の取得又は本D種優先株式第三者割当契約及びD種優先株式の発行要項の定めに従ったD種優先株式の取得条項若しくは取得請求権の行使に基づくD種優先株式の取得、単元未満株式買取請求権の行使に基づく自己株式の取得、本新株予約権第三者割当契約及び本新株予約権の発行要項の定めに従った本新株予約権の取得及びこれらの株式又は新株予約権の消却を除く。）。
- ・ 新株予約権の内容の変更又はその目的である株式数若しくは当社の取締役会決議による本新株予約権の下限行使価額の修正（行使価額の調整に基づく下限行使価額の調整を除く。）。
- ・ 2022年5月21日以降における、本新株予約権割当予定先に対する本新株予約権の行使指示。
- ・ 単元株式数の変更。
- ・ 当社の普通株式又はD種優先株主に対する剰余金の配当（但し、本C種優先株式割当予

定先が保有するC種優先株式の合計株式数に当該剰余金の配当の効力発生日をC種優先株式の発行要項第13項(1)に定める強制償還日として当該時点におけるC種優先株式の全部について同号に定める強制償還をした場合の同号に定める強制償還価額を乗じた金額が、当該剰余金の配当の効力発生日の当該効力発生後における当社の剰余金の分配可能額を上回ることとならない範囲で、かつ、当該時点における当社の剰余金の分配可能額がC種優先株式の払込の完了時点における当社の剰余金の分配可能額を下回らない場合であって、各事業年度末日を基準日として剰余金の配当が行われるときを除く。)

- ・ 資本金又は準備金の額の減少。
- ・ 剰余金の減少を伴う資本金の額の増加。
- ・ 剰余金の減少を伴う準備金の額の増加。
- ・ 代表取締役の変更(但し、本事業再生計画に定める場合を除く。)
- ・ 本C種優先株式第三者割当契約に定める一定の金額を超える固定資産の取得。
- ・ 第三者への新たな貸付(但し、一定の当社の子会社及び関連会社への貸付を除く。)又は出資。
- ・ 債務保証又は第三者からの債務引受けによる債務負担行為。
- ・ 新たなスワップ取引、オプション取引その他のデリバティブ取引(但し、実需に基づくもので、かつ、ヘッジ会計の要件に該当するものを除く。)
- ・ 本事業再生ADR手続の対象とされた債権に係る債務以外の当社又は第三者(当社の子会社及び関連会社を含む。)の負担する債務に対する、当社又はその子会社若しくは関連会社の保有する資産についての担保提供。
- ・ 本事業再生計画の変更。
- ・ 本事業再生計画を除く事業計画の重要な変更。
- ・ 本第三者割当に関連する契約の変更。
- ・ 本C種優先株式割当予定先以外の当社の株主との間の当社の株式に係る合意の締結。
- ・ C種優先株式の経済的価値又は当社の支払能力に悪影響を及ぼし得る行為。

D種優先株式については、調達した金銭を、各本D種優先株式割当予定先から当社が借り入れている有利子負債の弁済のための資金として使用することで、財務体質の改善を図ることを目的とし、各本D種優先株式割当予定先を選定いたしました。なお、本日時点において、本D種優先株式割当予定先の一部の債権処理方針が確定しておらず、今後の方針次第では、一部の本D種優先株式割当予定先が、当社に対して有する貸付債権を第三者に譲渡する可能性があります。その場合、本D種優先株式割当予定先も変更します。本日時点において、当該譲渡の有無、譲渡金額、譲渡先等は不明ですが、当該方針は2021年4月20日開催予定の本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議後、遅くとも同年4月23日までに決定する予定であり、決定次第、速やかに開示する予定です。

なお、本D種優先株式割当予定先は、当社との間で締結する予定のD種優先株式投資契約(以下「本D種優先株式第三者割当契約」といいます。)において、以下の内容等について合意する予定です。

- ① 本D種優先株式第三者割当契約に基づくD種優先株式の発行に関する本D種優先株式割当予定先の払込みの前提条件
  - (ア) 本C種優先株式第三者割当に関して、本C種優先株式割当予定先による払込みが確実であると見込まれること。
- ② 当社の誓約事項
  - (ア) 本D種優先株式割当予定先がD種優先株式を保有している間、本新株予約権の下限行使価額を下方に修正する場合には、本D種優先株式割当予定先の書面による承諾を得ること。
  - (イ) 2022年5月21日以降において、当社が本新株予約権の行使許可を行う場合には、本D種優先株式割当予定先の書面による承諾を得ること。

本新株予約権については、当社は、本優先株式第三者割当に加えて、財務体質の改善をさらに十分なものとするを目的とし、複数の証券会社から提案を受けた複数の資金調達方法について検討してまいりましたが、

パークレイズ・バンク・ピーエルシーのグループの日本法人であるパークレイズ証券からの提案が、株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を短期間で確実に調達したいという当社のニーズに最も合致するものであったことに加え、以下の①及び②の事情から、本新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が割当予定先により行われると期待されること等を総合的に勘案し、パークレイズ証券の提案を採用し、パークレイズ・バンク・ピーエルシーを本新株予約権第三者割当に係る割当予定先として選定いたしました。

- ① パークレイズ・バンク・ピーエルシーのグループが東京証券取引所において高い日本株の売買シェアを有していること
- ② パークレイズ・バンク・ピーエルシーのグループが優れた株式売買プラットフォームを有していること

本新株予約権第三者割当は、第一種金融商品取引業者であり日本証券業協会会員であるパークレイズ証券のあっせんを受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

### (3) 割当予定先の保有方針

各割当予定先におけるC種優先株式、D種優先株式又は本新株予約権の保有方針は、以下のとおりです。

RKDエンカレッジファンド投資事業有限責任組合： C種優先株式の取得を原則として中期投資として取り組む意向であり、取得後は、C種優先株式の発行要項等の定めに従ってC種優先株式を保有し、基本的に、現金対価とする取得請求による現金償還を選択する方針と理解しております。また、仮に、取得請求権の行使によって普通株式が交付された場合でも、交付された普通株式の売却等については、実務上対応可能な限り、市場及び当社の財務状況等に配慮して実施されるものと認識しております。

株式会社りそな銀行： 中期的に保有する方針であり、普通株式を対価とする取得請求権の行使については、株価への影響を考慮し、小規模に行う予定であると認識しております。

株式会社みずほ銀行： 中期的に保有する方針であり、普通株式を対価とする取得請求権の行使については、株価への影響を考慮し、小規模に行う予定であると認識しております。

株式会社横浜銀行： 中期的に保有する方針であり、普通株式を対価とする取得請求権の行使については、株価への影響を考慮し、小規模に行う予定であると認識しております。

株式会社三井住友銀行： 中期的に保有する方針であり、普通株式を対価とする取得請求権の行使については、株価への影響を考慮し、小規模に行う予定であると認識しております。

株式会社三菱UFJ銀行： 中期的に保有する方針であり、普通株式を対価とする取得請求権の行使については、株価への影響を考慮し、小規模に行う予定であると認識しております。

パークレイズ・バンク・ピーエルシー： 本新株予約権について、割当予定先であるパークレイズ・バンク・ピーエルシーとの間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。なお、本新株予約権割当予定先の関連会社（パークレイズ・バンク・ピーエルシーの直接又は間接の子会社及び親会社（最上位の持株会社を含みます。）並びにかかる親会社の直接又は間接の子会社をいいます。）以外の者に対して本新株予約権を譲渡する場合には当社の取締役会による承認が必要です。当社と本新株予約権割当予定先との間で締結予定の本新株予約権第三者割当契約において、本新株予約権割当予定先であるパークレイズ・バンク・ピーエルシーは、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意図を有しておらず当社株式に係る議決権を行使しない旨を表明する予定です。

また、本新株予約権割当予定先であるパークレイズ・バンク・ピーエルシーが当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら本新株予約権の行使を行う方針であること、並びに本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式を、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針であることを、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を市場売却により処分する方針であることを、本新株予約権割当予定先の代理人であるパークレイズ証券の担当者に口頭で確認しております。

さらに、当社と本新株予約権割当予定先は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、本新株予約権割当予定先との間で締結予定の本新株予約権第三者割当契約において、

以下の内容について合意する予定です。

<本新株予約権割当予定先であるパークレイズ・バンク・ピーエルシーによる行使制限措置>

- ① 当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等の買受人による行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の制限超過行使（単一暦月中に本新株予約権の行使により取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合における、当該10%を超える部分に係る行使をいう。）を本新株予約権割当予定先に行わせない。
- ② 本新株予約権割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。
- ③ 本新株予約権割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合（なお、本新株予約権の譲渡には当社の取締役会による承認が必要。）、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させる。

なお、譲渡によるC種優先株式及びD種優先株式の取得については、当社取締役会の承認を要します。

また、当社は本優先株式第三者割当に係る各割当予定先が払込期日から2年間において、割当株式であるC種優先株式又はD種優先株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等の内容を直ちに書面にて当社へ報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、本優先株式第三者割当に係る各割当予定先から払込期日までに確約書を得る予定であります。

#### （4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本C種優先株式第三者割当に係る割当予定先であるRKDエンカレッジファンド投資事業有限責任組合からは、払込みに要する資金を既に保有している旨の報告を得ております。さらに割当予定先の出資者の有価証券報告書により、C種優先株式の払込みのために十分な現金及び現金同等物を保有していることを確認するなどし、また、割当予定先が、割当予定先の出資者に対し、割当予定先の出資者と割当予定先との間の投資事業有限責任組合契約に基づき、当該払込みに充てるための出資を請求できることを口頭で確認することなどにより、払込期日においても割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

当社は、本D種優先株式第三者割当に係る各割当予定先について、払込期日までに払込みに要する資金の準備が完了できる旨の報告を口頭にて得るとともに、各割当予定先の財務諸表により、各出資者がD種優先株式の発行に係る払込みに要する十分な現預金を保有していることを確認いたしました。したがって、本D種優先株式第三者割当に係る各割当予定先によるD種優先株式の発行に係る払込みに要する資金の確保状況について問題はないものと判断しております。

当社は、本新株予約権第三者割当に係る割当予定先であるパークレイズ・バンク・ピーエルシーについて、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、割当予定先が2020年9月30日に関東財務局長へ提出した外国会社半期報告書（自2020年1月1日至2020年6月30日）の補足書類（1）に記載されている2020年6月30日現在の要約連結貸借対照表から、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しています。

#### （5）株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、本優先株式割当予定先及び本新株予約権割当予定先との間において、本優先株式の転換又は本新株予約権の行使により取得する当社株式に係る株券貸借契約を締結する予定はありません。

## 8. 募集後の大株主及び持株比率

### (1) 普通株式

募集前 (2020年9月30日現在)	募集後
アサヒビール(株)	9.86%
横川 端	6.81%
横川 竟	6.27%
横川 紀夫	6.04%
(株)W&E	2.65%
(株)大光	1.97%
大関(株)	1.90%
(株)ウェルカム	1.85%
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	1.78%
(株)日本カストディ銀行 (信託口5)	1.55%

同左

### (2) C種優先株式

募集前 (2020年9月30日現在)	募集後
該当なし	RKDエンカレッジファンド 投資事業有限責任組合 100%

### (3) D種優先株式

募集前 (2020年9月30日現在)	募集後
該当なし	未定

※ 当社は、本D種優先株式第三者割当に係る払込みによって調達する資金を、直ちに本D種優先株式割当予定先に対する借入金の弁済に充てる予定ですが、本日時点で、各本D種優先株式割当予定先に対する返済金額の内訳及び割り当てる本D種優先株式の数は各本D種優先株式割当予定先と協議中であり、確定していません。かかる各本D種優先株式割当予定先に対する返済金額の内訳及び割り当てる本D種優先株式の数は2021年4月9日頃に確定し、開示する予定です。

なお、本日時点において、一部の本D種優先株式割当予定先が当社に対して有する貸付債権の処理方針が確定しておらず、今後の方針次第では、一部の本D種優先株式割当予定先が、当該貸付債権を第三者に譲渡する可能性があります。本日時点において、当該譲渡の有無、譲渡金額、譲渡先等は不明ですが、当該譲渡がされた場合には、当該譲渡先がD種優先株式の新たな割当予定先となる予定です。当該方針は2021年4月20日開催予定の事業再生計画案の決議のための債権者会議後、遅くとも同年4月23日までに決定する予定であり、当社は当該決定次第、速やかに開示する予定です。

## 9. 今後の見通し

本第三者割当により、当社の財務体質の安定化と業務継続のために必要な資金の調達が可能となります。なお、本日付で「2021年3月期 連結業績予想に関するお知らせ」を公表しておりますが、本第三者割当による業績への影響については、その他の要因等を含め精査中であり、業績予想の修正が必要と判断される場合には、速やかにお知らせいたします。

## 10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める株主の意思確認手続きとして、本臨時株主総会において特別決議による承認を得る予定です。

## 11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### (1) 最近3年間の業績 (連結)

	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
連結売上高	28,340百万円	26,778百万円	24,404百万円
連結営業利益(△損失)	94百万円	△685百万円	△479百万円
連結経常利益(△損失)	18百万円	△812百万円	△522百万円
親会社株主に帰属する当期純利益(△損失)	△2,266百万円	△2,841百万円	△1,801百万円
1株当たり当期純利益(△損失)	△75.85円	△89.64円	△56.45円
1株当たり配当金	0円	0円	0円
1株当たり連結当期純利益(△損失)	170.55円	92.23円	36.01円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2021年3月26日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	32,369,400株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
始 値	1,120円	734円	683円
高 値	1,137円	750円	700円
安 値	636円	583円	411円
終 値	736円	682円	493円

② 最近6ヶ月間の状況

	10月	11月	12月	2021年 1月	2月	3月
始 値	313円	266円	250円	215円	253円	245円
高 値	317円	283円	256円	277円	288円	253円
安 値	264円	248円	200円	206円	206円	218円
終 値	266円	249円	213円	250円	237円	225円

(注) 2021年3月については、同年3月25日までの状況です。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2021年3月25日
始 値	223円
高 値	226円
安 値	220円
終 値	225円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

## (5) ロックアップ

本新株予約権の募集に関連して、当社は、本新株予約権割当予定先との間で、本新株予約権第三者割当契約の締結日以降、未行使の本新株予約権が残存する限り、本新株予約権割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、①ロックアップ対象有価証券（以下に定義します。）の発行、分割、併合、無償割当て、募集、貸付け、売付け、売付契約の締結、当社の株主によるロックアップ対象有価証券の売出しについて同意することその他譲渡若しくは処分を行うこと若しくはそれらのための機関決定を行うこと、②ロックアップ対象有価証券の所有権若しくはその経済的価値の全部若しくは一部を直接若しくは間接的に譲渡するような、デリバティブ取引（差金決済若しくは現物決済のいずれも含みます。）その他の取引を行うこと、③当社の指示により行為する法人若しくは個人に①若しくは②に定める行為を行わせること、又は、④①若しくは②に記載する行為を行うことを企図していること若しくはそれに同意することを発表若しくは公表（当社の発行する有価証券についての第三者からの公開買付けに対する賛成の意見表明を含む。）することを行わない旨合意する予定です。

但し、①C種優先株式及びD種優先株式の発行並びにC種優先株式及びD種優先株式に付された取得請求権の行使により当該優先株式の取得と引換えする当社普通株式の交付、②当社及びその関係会社取締役その他の役員又は使用人に株式報酬として当社普通株式の給付を行うために信託会社へ当社普通株式を交付する場合、③当社及びその関係会社取締役その他の役員又は使用人に株式報酬として新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により発行会社の株式を交付する場合及び④会社法第183条の規定に基づく株式分割又は会社法第185条の規定に基づく株式無償割当て（いずれの場合も、本新株予約権割当予定先の事前の書面による承諾を得たうえで行うものに限ります。）に伴い当社の株式を交付する場合は上記の禁止される行為にはあたりません。

なお、「ロックアップ対象有価証券」とは、当社普通株式、当社普通株式に転換又は交換され得る有価証券並びに当社普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券（新株予約権、新株予約権付社債及び当社普通株式への転換予約権又は強制転換条項の付された株式を含みますがこれらに限られません。）をいいます。

## 12. 発行要項

別紙1「C種優先株式発行要項」、別紙2「D種優先株式発行要項」及び別紙3「第25回新株予約権発行要項」をご参照ください。

## 13. 本第三者割当の日程

2021年3月26日（金）	第三者割当に係る取締役会決議 本臨時株主総会への本第三者割当に関する議案付議に係る取締役会決議
2021年4月20日（火）	本事業再生ADR手続の第三回債権者会議（予定）
2021年4月28日（水）	本臨時株主総会決議（予定）
2021年5月20日（木）	第25回新株予約権の割当日
2021年5月20日（木）	C種優先株式及びD種優先株式の払込期間
～2021年6月18日（金）	（※上記にかかわらず、本優先株式割当予定先との間では、2021年5月20日に払込みを行うことを予定しています。）

## II. 定款の一部変更について

### 1. 定款変更の目的

本優先株式の発行を可能とするために、C種優先株式及びD種優先株式に関する定款規定を新設するものです。定款変更については、本臨時株主総会において、本第三者割当、本資本金等の額の減少並びに剰余金の処分の承認が得られることを条件とします。

## 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙4のとおりです。

## 3. 定款変更の日程

2021年3月26日(金)	定款変更に係る取締役会決議 本臨時株主総会への定款変更に関する議案付議に係る取締役会決議
2021年4月28日(水)	本臨時株主総会決議(予定) 定款変更の効力発生日(予定)

## III. 本資本金等の額の減少及び剰余金の処分について

### 1. 本資本金等の額の減少及び剰余金の処分の目的

早期に財務体質の健全化を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、資本金の額及び資本準備金の額を減少し、分配可能額を構成するその他資本剰余金へ振り替えるとともに、増加後のその他資本剰余金をその他利益剰余金に振り替え、その他利益剰余金の欠損填補に充てることといたしました。なお、資本金の額及び資本準備金の額の減少については、本優先株式の発行の効力が生じることを条件としています。

### 2. 本資本金等の額の減少の要領

#### (1) 減少すべき資本金の額

本第三者割当後の資本金の額7,935,268,300円を7,835,268,300円減少して、100,000,000円とする。

#### (2) 減少すべき資本準備金の額

本第三者割当後の資本準備金の額3,727,166,528円を3,727,166,528円減少して、0円とする。

#### (3) 資本金の額及び資本準備金の額の減少の方法

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金の額及び資本準備金の額の減少を、上記のとおり行ったうえで、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替えます。

### 3. 剰余金の処分の要領

会社法第452条の規定に基づき、上記2.の本資本金等の額の減少の効力発生を条件として、本資本金等の額の減少の効力発生と同日付で、その他資本剰余金を減少してその他利益剰余金に振り替え、欠損填補に充てたいします。

#### (1) 減少すべき剰余金の項目及びその額

本資本金等の額の減少後のその他資本剰余金の額12,064,422,552円を4,790,166,548円減少して、7,274,256,004円とする。

#### (2) 増加すべき剰余金の項目及びその額

その他利益剰余金の額△4,790,166,548円を4,790,166,548円増加して、0円とする。

### 4. 本資本金等の額の減少及び剰余金の処分の日程(予定)

2021年3月26日(金)	資本金の額及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分に係る取締役会決議 本臨時株主総会への資本金の額及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分に関する議案付議に係る取締役会決議
2021年4月12日(月)	債権者異議申述公告(予定)
2021年4月28日(水)	本臨時株主総会決議(予定)
2021年5月12日(水)	債権者異議申述最終期日(予定)
2021年5月20日(木)	資本金の額及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の効力発生日(予定)



#### 5. 今後の見通し

本資本金等の額の減少及び剰余金の処分は、貸借対照表の純資産の部における勘定の振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じるものではなく、当社の業績に与える影響はありません。

## C種優先株式発行要項

1. 募集株式の種類	株式会社ヴィア・ホールディングス C種優先株式
2. 募集株式の数	1,500株
3. 払込金額	1株につき1,000,000円
4. 払込金額の総額	1,500,000,000円
5. 増加する資本金の額	750,000,000円 (1株につき500,000円)
6. 増加する資本準備金の額	750,000,000円 (1株につき500,000円)
7. 払込期間	2021年5月20日から同年6月18日まで
8. 割当先/株式数	金融商品取引法による届出の効力発生を条件として、RKDエンカレッジファンド投資事業有限責任組合に全株式を割り当てる。

## C種優先株式の内容

9. 剰余金の配当	
(1) 期末配当の基準日	当社は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記録されたC種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先登録株式質権者」という。）に対して、金銭による剰余金の配当（期末配当）をすることができる。
(2) 期中配当	当社は、期末配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記録されたC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（期中配当）をすることができる。
(3) 優先配当金	当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記録されたC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して、下記17.(1)に定める支払順位に従い、C種優先株式1株につき、下記9.(4)に定める額の配当金（以下「優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日以前である日を基準日としてC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したとき（以下、当該配当金を「期中優先配当金」という。）は、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がC種優先株式を取得した場合、当該C種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。
(4) 優先配当金の額	優先配当金の額は、C種優先株式1株につき、以下の算式に基づき計算される額とする。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。 C種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、C種優先株式の1株当たりの払込金額に年率8.5%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、C種優先株式の発行日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額とする。
(5) 累積条項	ある事業年度に属する日を基準日としてC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額（以下に定める累積未払優先配当金の配当を除く。）が、当該事業年度の末日を基準日として計算した場合の優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（以下「累積未払優先配当金」という。）につい

	ては、当該翌事業年度以降、下記17. (1)に定める支払順位に従い、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して配当する。
(6) 非参加条項	当社は、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して、上記9. (4)に定める優先配当金及び累積未払優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。
10. 残余財産の分配	
(1) 残余財産の分配	当社は、残余財産を分配するときは、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して、下記17. (2)に定める支払順位に従い、C種優先株式1株当たり、下記10. (2)に定める金額を支払う。
(2) 残余財産分配額	
①基本残余財産分配額	C種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記12. (2)①に定める基本償還価額算式（ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。）と読み替えて適用する。）によって計算される基本償還価額相当額（以下「基本残余財産分配額」という。）とする。
②控除価額	上記10. (2)①にかかわらず、残余財産分配日までの間に支払われた優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下「解散前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、C種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記12. (2)②に定める控除価額算式（ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「残余財産分配日」「解散前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。）に従って計算される控除価額相当額を、上記10. (2)①に定める基本残余財産分配額から控除した額とする。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記10. (2)①に定める基本残余財産分配額から控除する。
(3) 非参加条項	C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。
11. 議決権	C種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。
12. 金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）	
(1) 償還請求権の内容	C種優先株主は、いつでも、当社に対して金銭を対価としてC種優先株式を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当社は、C種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日（以下「償還請求日」という。）における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該C種優先株主に対して、下記12. (2)に定める金額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。以下「償還価額」という。）の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきC種優先株式は、償還請求が行われたC種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。
(2) 償還価額	

①基本償還価額	<p>C種優先株式1株当たりの償還価額は、以下の算式によって計算される額（以下「基本償還価額」という。）とする。</p> <p>（基本償還価額算式）  基本償還価額=1,000,000円×(1+0.085)<sup>m+n/365</sup></p> <p>C種優先株式の発行日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は「365」を「366」とする。</p>
②控除価額	<p>上記12.(2)①にかかわらず、償還請求日までの間に支払われた優先配当金（償還請求日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下「償還請求前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、C種優先株式1株当たりの償還価額は、次の算式に従って計算される価額を上記12.(2)①に定める基本償還価額から控除した額とする。なお、償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記12.(2)①に定める基本償還価額から控除する。</p> <p>（控除価額算式）  控除価額=償還請求前支払済優先配当金×(1+0.085)<sup>x+y/365</sup></p> <p>償還請求前支払済優先配当金の支払日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は「365」を「366」とする。</p>
(3) 償還請求受付場所	<p>東京都新宿区早稲田鶴巻町519番地  株式会社ヴィア・ホールディングス</p>
(4) 償還請求の効力発生	<p>償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着した時に発生する。</p>
13. 金銭を対価とする取得条項（強制償還）	
(1) 強制償還の内容	<p>当会社は、いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）の到来をもって、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当会社がC種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該日における分配可能額を限度として、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して、下記13.(2)に定める金額（以下「強制償還価額」という。）の金銭を交付することができる（以下、この規定によるC種優先株式の取得を「強制償還」という。）。なお、C種優先株式の一部を取得するときは、取得するC種優先株式は、比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する。</p>
(2) 強制償還価額	
①基本強制償還価額	<p>C種優先株式1株当たりの強制償還価額は、上記12.(2)①に定める基本償還価額算式（ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「強制償還日」と読み替えて適用する。）によって計算される基本償還価額相当額（以下「基本強制償還価額」という。）とする。</p>
②控除価額	<p>上記13.(2)①にかかわらず、強制償還日までの間に支払われた優先配当金（強制償還日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下「強制償還前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、C種優先株式1株当たりの強制償還価額は、上記12.(2)②に定める控除価額算式（ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「強制償還日」「強制償還前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。）に従って計算される控除価額相当額を、上記13.(2)①に定める基本強制償還価額から控除した額とする。なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支</p>

		<p>払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記 13. (2)①に定める基本強制償還価額から控除する。</p>
<p>14. 普通株式を対価とする取得請求権（転換請求権）</p>		
<p>(1) 転換請求権の内容</p>	<p>C種優先株主は、いつでも、法令上可能な範囲内で、当社がC種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、下記 14. (2)に定める算定方法により算出される数の当社の普通株式をC種優先株主に対して交付することを請求（以下「転換請求」といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」という。）することができる。なお、下記 14. (2)の算定方法に従い、C種優先株主に交付される普通株式数を算出した場合において、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。当社は、当該端数の切捨てに際し、当該転換請求を行ったC種優先株主に対し会社法第 167 条第 3 項に定める金銭を交付することを要しない。</p>	
<p>(2) 転換請求により交付する普通株式数の算定方法</p>	<p>①当社がC種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、C種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。</p> <p>（算式）  C種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数  ＝C種優先株主が取得を請求したC種優先株式の数  ×上記12. (2)①に定める基本償還価額相当額から上記12. (2)②に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「転換請求日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「転換請求前支払済優先配当金」（転換請求日までの間に支払われた優先配当金（転換請求日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）  ÷転換価額</p> <p>②転換価額  イ 当初転換価額  当初転換価額は、206円とする。  ロ 転換価額の修正  転換価額は、2022年3月31日以降の毎年3月31日及び9月30日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、転換価額修正日における時価の90%に相当する金額（以下「修正後転換価額」という。）に修正されるものとする。ただし、修正後転換価額が当初転換価額の50%（以下「下限転換価額」という。）を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記ハにより調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。  上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ30連続取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。  ハ 転換価額の調整  (a) 当社は、C種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額（上記ロに基づく修正後の転換価額を含む。）を調整する。</p> <p>調整後転換価額</p>	

$$= \text{調整前転換価額} \times (\text{既発行普通株式数} + ((\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当りの払込金額}) \div \text{時価})) \div (\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数})$$

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等（下記(b)(iii)に定義する。）の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額（下記(b)(iii)において「対価」という。）とする。

(b) 転換価額調整式によりC種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）の取得と引換えに交付する場合、普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合、又は当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は使用人に株式報酬として当社普通株式の給付を行うために信託会社へ当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割をする場合

	<p>調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含むが、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合、及び第25回新株予約権及びD種優先株式の発行を除く。）</p> <p>調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(iv) 普通株式の併合をする場合 調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。</p> <p>(c) (i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。 (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ30連続取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。</p> <p>(d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。 (i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。 (ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 (iii) その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>計算において斟酌される。</p> <p>(f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記録された各C種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
(3) 転換請求受付場所	東京都新宿区早稲田鶴巻町 519 番地 株式会社ヴィア・ホールディングス
(4) 転換請求の効力発生	転換請求の効力は、転換請求書が転換請求受付場所に到着した時に発生する。
15. 株式の併合又は分割等	法令に別段の定めがある場合を除き、C種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。C種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。
16. 譲渡制限	譲渡によるC種優先株式の取得については、取締役会の承認を要する。
17. 優先順位	
(1) 剰余金の配当	C種優先株式の優先配当金、D種優先株式の優先配当金（D種優先株式発行要項9.(3)に定義される。）、C種優先株式の累積未払優先配当金、D種優先株式の累積未払優先配当金（D種優先株式発行要項9.(5)に定義される。）並びにその他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当の支払順位は、C種優先株式の累積未払優先配当金を第1順位、C種優先株式の優先配当金を第2順位、D種優先株式の累積未払優先配当金を第3順位、D種優先株式の優先配当金を第4順位、その他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通登録株式質権者を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当を第5順位とする。
(2) 残余財産の分配	C種優先株式、D種優先株式及びその他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配の支払順位は、C種優先株式に係る残余財産の分配を第1順位、D種優先株式に係る残余財産の分配を第2順位、その他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配を第3順位とする。
(3) 比例按分	当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

以上



## D種優先株式発行要項

1. 募集株式の種類	株式会社ヴィア・ホールディングス D種優先株式
2. 募集株式の数	4,500株
3. 払込金額	1株につき1,000,000円
4. 払込金額の総額	4,500,000,000円
5. 増加する資本金の額	2,250,000,000円 (1株につき500,000円)
6. 増加する資本準備金の額	2,250,000,000円 (1株につき500,000円)
7. 払込期間	2021年5月20日から同年6月18日まで
8. 割当先	金融商品取引法による届出の効力発生を条件として、以下の割当先に割り当てる。 株式会社りそな銀行 株式会社みずほ銀行 株式会社横浜銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社三菱UFJ銀行

## D種優先株式の内容

9. 剰余金の配当	
(1) 期末配当の基準日	当社は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記録されたD種優先株式を有する株主（以下「D種優先株主」という。）又はD種優先株式の登録株式質権者（以下「D種優先登録株式質権者」という。）に対して、金銭による剰余金の配当（期末配当）をすることができる。
(2) 期中配当	当社は、期末配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記録されたD種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（期中配当）をすることができる。
(3) 優先配当金	当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記録されたD種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、下記17.(1)に定める支払順位に従い、D種優先株式1株につき、下記9.(4)に定める額の配当金（以下「優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日以前である日を基準日としてD種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したとき（以下、当該配当金を「期中優先配当金」という。）は、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がD種優先株式を取得した場合、当該D種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。
(4) 優先配当金の額	優先配当金の額は、D種優先株式1株につき、以下の算式に基づき計算される額とする。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。 D種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、D種優先株式の1株当たりの払込金額に年率2.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、D種優先株式の発行日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額とする。
(5) 累積条項	ある事業年度に属する日を基準日としてD種優先株主又はD種優先登録株式質

	権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額(以下に定める累積未払優先配当金の配当を除く。)が、当該事業年度の末日を基準日として計算した場合の優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(以下「累積未払優先配当金」という。)については、当該翌事業年度以降、下記17.(1)に定める支払順位に従い、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して配当する。
(6) 非参加条項	当社は、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、上記9.(4)に定める優先配当金及び累積未払優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。
10. 剰余財産の分配	
(1) 剰余財産の分配	当社は、剰余財産を分配するときは、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、下記17.(2)に定める支払順位に従い、D種優先株式1株当たり、下記10.(2)に定める金額を支払う。
(2) 剰余財産分配額	D種優先株式1株当たりの剰余財産分配額は、下記12.(2)に定める基本償還価額算式(ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「剰余財産分配日」(剰余財産の分配が行われる日をいう。))と読み替えて適用する。)によって計算される基本償還価額相当額とする。
(3) 非参加条項	D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか剰余財産の分配を行わない。
11. 議決権	D種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。
12. 金銭を対価とする取得請求権(償還請求権)	
(1) 償還請求権の内容	D種優先株主は、D種優先株式の発行日から8年経過後かつC種優先株式の発行済株式(当社が有するものを除く。)が存しないときに限り、当社に対して金銭を対価としてD種優先株式を取得することを請求(以下「償還請求」という。)することができる。この場合、当社は、D種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日(以下「償還請求日」という。)における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該D種優先株主に対して、下記12.(2)に定める金額(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。以下「償還価額」という。)の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきD種優先株式は、償還請求が行われたD種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。
(2) 償還価額	D種優先株式1株当たりの償還価額は、以下の算式によって計算される額(以下「基本償還価額」という。)とする。  (基本償還価額算式) 基本償還価額=1,000,000円+累積未払優先配当金+経過優先配当金相当額 「累積未払優先配当金」とは、償還請求日における累積未払優先配当金の額とする。 「経過優先配当金相当額」とは、償還請求日において、償還請求日の属する事業年度の初日(但し、償還請求日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合、D種優先株式の発行日)(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間の実日数にD種優先配当金の額を乗じた金額を365(ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366)で除して得られる額をいう。但し、償還請求日の前日までに、当該事業年度中の日を基準日としてD種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し剰余金の配当を行ったときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。
(3) 償還請求受付場所	東京都新宿区早稲田鶴巻町519番地

	株式会社ヴィア・ホールディングス
(4) 償還請求の効力発生	償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着した時に発生する。
13. 金銭を対価とする取得条項（強制償還）	
(1) 強制償還の内容	当社は、C種優先株式の発行済株式（当社が有するものを除く。）が存しないときに限り、いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）の到来をもって、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当社がD種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該日における分配可能額を限度として、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、下記13.(2)に定める金額（以下「強制償還価額」という。）の金銭を交付することができる（以下、この規定によるD種優先株式の取得を「強制償還」という。）。なお、D種優先株式の一部を取得するときは、取得するD種優先株式は、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。
(2) 強制償還価額	D種優先株式1株当たりの強制償還価額は、上記12.(2)に定める基本償還価額算式（ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「強制償還日」と読み替えて適用する。）によって計算される基本償還価額相当額とする。
14. 普通株式を対価とする取得請求権（転換請求権）	
(1) 転換請求権の内容	D種優先株主は、D種優先株式の発行日から1年経過後いつでも、法令上可能な範囲内で、当社がD種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、下記14.(2)に定める算定方法により算出される数の当社の普通株式をD種優先株主に対して交付することを請求（以下「転換請求」といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」という。）することができる。なお、下記14.(2)の算定方法に従い、D種優先株主に交付される普通株式数を算出した場合において、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。当社は、当該端数の切捨てに際し、当該転換請求を行ったD種優先株主に対し会社法第167条第3項に定める金銭を交付することを要しない。
(2) 転換請求により交付する普通株式数の算定方法	<p>①当社がD種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、D種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。</p> <p>（算式）  D種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数  ＝D種優先株主が取得を請求したD種優先株式の数  ×上記12.(2)に定める基本償還価額算式（ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「転換請求日」と読み替えて適用する。）によって計算される基本償還価額相当額  ÷転換価額</p> <p>②転換価額  イ 当初転換価額  当初転換価額は、206円とする。  ロ 転換価額の修正  転換価額は、2022年3月31日以降の毎年3月31日及び9月30日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、転換価額修正日における時価の90%に相当する金額（以下「修正後転換価額」という。）に修正されるものとする。ただし、修正後転換価額が、当初転換価額の150%（以下「上限転換価額」という。）を上回るときは、修正後転換価額は上限転換価額とし、当初転換価額の75%（以下「下限転換価額」という。）を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額</p>

が、下記ハにより調整された場合には、上限転換価額及び下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ30連続取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

#### ハ 転換価額の調整

- (a) 当社は、D種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額（上記ロに基づく修正後の転換価額を含む。）を調整する。

##### 調整後転換価額

＝調整前転換価額×（既発行普通株式数＋（（交付普通株式数×1株当たりの払込金額）÷時価））÷（既発行普通株式数＋交付普通株式数）

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等（下記(b)(iii)に定義する。）の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額（下記(b)(iii)において「対価」という。）とする。

- (b) 転換価額調整式によりD種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて

	<p>同じ。)の取得と引換えに交付する場合、普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合、又は当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。)の取締役その他の役員又は使用人に株式報酬として当社普通株式の給付を行うために信託会社へ当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(ii) 普通株式の株式分割をする場合 調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含むが、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合、及び第25回新株予約権及びC種優先株式の発行を除く。) 調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(iv) 普通株式の併合をする場合 調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。</p> <p>(c) (i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。 (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ30連続取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。</p> <p>(d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げ</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>る場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>(i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(iii) その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</p> <p>(f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記録された各D種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
(3) 転換請求受付場所	東京都新宿区早稲田鶴巻町 519 番地 株式会社ヴィア・ホールディングス
(4) 転換請求の効力発生	転換請求の効力は、転換請求書が転換請求受付場所に到着した時に発生する。
15. 株式の併合又は分割等	法令に別段の定めがある場合を除き、D種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。D種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。
16. 譲渡制限	譲渡によるD種優先株式の取得については、取締役会の承認を要する。
17. 優先順位	
(1) 剰余金の配当	C種優先株式の優先配当金（C種優先株式発行要項9.(3)に定義される。）、D種優先株式の優先配当金、C種優先株式の累積未払優先配当金（C種優先株式発行要項9.(5)に定義される。）、D種優先株式の累積未払優先配当金並びにその他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当の支払順位は、C種優先株式の累積未払優先配当金を第1順位、C種優先株式の優先配当金を第2順位、D種優先株式の累積未払優先配当金を第3順位、D種優先株式の優先配当金を第4順位、その他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通登録株式質権者を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当を第5順位とする。
(2) 残余財産の分配	C種優先株式、D種優先株式及びその他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配の支払順位は、C種優先株式に係る残余財産の分配を第1順位、D種優先株式に係る残余財産の分配を第2順位、その他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配を第3順位とする。
(3) 比例按分	当会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

株式会社ヴィア・ホールディングス第25回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社ヴィア・ホールディングス第25回新株予約権（第三者割当）（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金3,000,000円
3. 申込期間 2021年5月20日
4. 割当日及び払込期日 2021年5月20日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、すべての本新株予約権をパークレイズ・バンク・ピーエルシーに割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式5,000,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「交付株式数」という。）は100株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
 
$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
  - (3) 調整後交付株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
  - (4) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 50,000個
8. 各本新株予約権の払込金額 金60円（本新株予約権の目的である株式1株当たり0.6円）
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
  - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初206円とする。但し、行使価額は、第10項又は第11項に従い修正又は調整される。
10. 行使価額の修正 (1) 2021年5月21日以降、行使価額は、第16項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）に、修正日の直前取引

日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額に修正される。但し、かかる計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。下限行使価額は154.5円とし、第11項の規定を準用して調整される。

本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。

- (2) 当社は、2021年5月21日以降、当社取締役会の決議により下限行使価額の修正を行うことができる。本号に基づき下限行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、下限行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、(i)113円と(ii)当該決議がなされた日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の50%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い方の金額に修正される。

11. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①時価（以下に定義する。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、会社分割、株式交換若しくは合併により当社普通株式を交付する場合、又は当社若しくはその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員若しくは使用人に株式報酬として当社普通株式の給付を行うために信託会社へ当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。以下同じ。）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

②当社普通株式の株式分割をする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の権利



を発行する場合（無償割当てによる場合を含むが、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合、又はC種優先株式及びD種優先株式の発行を除く。）

調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権その他の権利の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に本号③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

- ⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{cc} \text{調整前} & - & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4)①行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を切り上げる。

- ②行使価額調整式で使用する「時価」は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算については、1円未満の端数を切り上げる。

- ③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とし、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(5)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日に

において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整及び下限行使価額の調整を行う。

(7) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整される時を含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間  
2021年5月21日から2023年5月22日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得条項  
(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり60円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(2) 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり60円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(3) 当社は、2023年5月22日に、本新株予約権1個当たり60円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法  
(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第20項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 20 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- (4) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
17. 株式の交付方法 当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
18. 新株予約権証券の発行 当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由 本発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、予定配当額、無リスク利率、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置き、割当予定先が本新株予約権を行使する際に、当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準の割当予定先に対するコストが発生することを仮定して評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 60 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとする。
20. 行使請求受付場所 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
21. 払込取扱場所 株式会社りそな銀行 東京営業部
22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等 本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
23. 振替機関の名称及び住所 株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
24. その他 (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生、当社臨時株主総会にて、C 種優先株式、D 種優先株式及び本新株予約権の発行に係る議案の承認並びに C 種優先株式及び D 種優先株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更に係る議案の承認が得られること、並びに、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「本事業再生 ADR 手続」という。）の事業再生計画案の決議のための債権者会議において、当社が策定する事業再生計画案が本事業再生 ADR 手続の全対象債権者の合意により成立することを条件とする。
- (2) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (3) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (4) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

別紙4 定款変更の内容

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第5条 (条文省略)	第1条～第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>80,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>120,000,000株</u> とし、普通株式の発行可能種類株式総数は <u>120,000,000株</u> 、C種優先株式の発行可能種類株式総数は <u>1,500株</u> 、D種優先株式の発行可能種類株式総数は <u>4,500株</u> とする。
第7条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
(単元株式数) 第8条 当社の1単元の株式の数は <u>100株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の1単元の株式の数は、 <u>普通株式につき100株</u> とし、 <u>C種優先株式につき1株</u> とし、 <u>D種優先株式につき1株</u> とする。
第9条～第11条 (条文省略)	第9条～第11条 (現行どおり)
(新 設)	<u>第2章の2 C種優先株式</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(C種優先配当金)</u></p> <p><u>第11条の2 当社は、第43条第1項の規定に従い、事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記録されたC種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先株式登録質権者」といい、C種優先株主と併せて「C種優先株主等」という。）に対し、第11条の20に定める支払順位に従い、C種優先配当金として、C種優先株式1株につき、C種優先株式の払込金額に年率8.5%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、C種優先株式の発行日（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額（以下「C種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第11条の3に定めるC種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がC種優先株式を取得した場合、当該C種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。</u></p> <p><u>② ある事業年度において、C種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額（以下に定める累積未払C種優先配当金を除く。）が、当該事業年度に係るC種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払C種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。当社は、累積した未払C種優先配当金（以下「累積未払C種優先配当金」という。）を、第11条の20に定める支払順位に従い、C種優先株主等に対して支払うものとする。</u></p> <p><u>③ 当社は、C種優先株主等に対して、C種優先配当金及び累積未払C種優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(C種期中優先配当金)</u></p> <p><u>第11条の3 当社は、第43条第2項又は第3項の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下「期中配当」という。）をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記録されたC種優先株主等に対して、第11条の20に定める支払順位に従い、C種優先株式1株につき、C種優先株式の払込金額に年率8.5%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、C種優先株式の発行日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「C種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるC種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社がC種優先株式を取得した場合、当該C種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p><u>第11条の4 当社は、残余財産を分配するときは、C種優先株主等に対して、第11条の20に定める支払順位に従い、C種優先株式1株当たり、第11条の5第2項に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日）をいう。以下本章において同じ。）と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」（残余財産分配日までの間に支払われたC種優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われたC種期中優先配当金及び累積未払C種優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。</u></p> <p><u>② C種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。</u></p>

(新 設)

(金銭を対価とする償還請求権)

第11条の5 C種優先株主は、いつでも、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、C種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること（以下本章において「償還請求」という。）ができる。当会社は、かかる請求（以下、償還請求がなされた日を本章において「償還請求日」という。）がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったC種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定する。

② C種優先株式1株当たりの取得価額は、基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額から控除する。

(基本償還価額算式)

$$\text{基本償還価額} = 1,000,000 \text{円} \times (1 + 0.085)^{m+n/365}$$

C種優先株式の発行日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日数を「m年とn日」とし、「m+n/365」は「(1+0.085)」の指数を表す。ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は「365」を「366」とする。

(控除価額算式)

$$\text{控除価額} = \text{償還請求前支払済優先配当金} \times (1 + 0.085)^{x+y/365}$$

「償還請求前支払済優先配当金」とは、C種優先株式の発行日以降に支払われたC種優先配当金（償還請求日までの間に支払われたC種期中優先配当金及び累積未払C種優先配当金を含む。）の支払金額とする。

償還請求前支払済優先配当金の支払日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とし、「x+y/365」は「(1+0.085)」の指数を表す。ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は「365」を「366」とする。

③ 本条第1項に基づく償還請求の効力は、C種優先



現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>株式に係る償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。</u></p>
(新 設)	<p><u>(金銭を対価とする取得条項)</u></p> <p><u>第11条の6 当会社は、いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下、本条において「強制償還日」という。）の到来をもって、C種優先株式の全部又は一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。C種優先株式の一部を取得するときは、比例按分その他取締役会決議に基づき定める合理的方法による。C種優先株式1株当たりの取得価額は、第11条の5に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「強制償還日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「強制償還前支払済優先配当金」（強制償還日までの間に支払われたC種優先配当金（強制償還日までの間に支払われたC種期中優先配当金及び累積未払C種優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）とする。</u></p> <p><u>なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。</u></p>

(新 設)

(普通株式を対価とする取得請求権)

第11条の7 C種優先株主は、いつでも、本条所定の条件に従って、当会社に対し、その有するC種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求（以下本条において「転換請求」といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」という。）することができる。

② 取得と引換えに交付すべき財産

1. 本条に基づき、当社がC種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、C種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

(算式)

C種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数

= C種優先株主が取得を請求したC種優先株式の数×第11条の5第2項に定める基本償還価額相当額から同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「転換請求日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「転換請求前支払済優先配当金」（転換請求日までの間に支払われたC種優先配当金（転換請求日までの間に支払われたC種期中優先配当金及び累積未払C種優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）÷転換価額

2. 転換価額

イ 当初転換価額

当初転換価額は206円とする。

ロ 転換価額の修正

転換価額は、2022年3月31日以降の毎年3月31日及び9月30日（以下本条においてそれぞれ「転換価額修正日」という。）に、転換価額修正日における時価の90%に相当する金額（以下本条において「修正後転換価額」という。）に修正されるものとする。ただし、修正後転換価額が当初転換価額の50%（以下本条において「下限転換価額」という。）を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記ハにより調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。  
上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先

立つ30連続取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

#### ハ 転換価額の調整

- (a) 当社は、C種優先株式の発行後、下記  
(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、本条において「転換価額調整式」という。）をもって転換価額（上記ロに基づく修正後の転換価額を含む。）を調整する。

#### 調整後転換価額

$$\begin{aligned} &= \text{調整前転換価額} \times (\text{既発行普通株式数} + \\ & \quad ((\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}) \\ & \quad \div \text{時価})) \div (\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}) \end{aligned}$$

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株

式等（下記(b)(iii)に定義する。）の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額（下記(b)(iii)において「対価」という。）とする。

(b) 転換価額調整式によりC種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）の取得と引換えに交付する場合、普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合、又は当会社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は使用人に株式報酬として普通株式の給付を行うために信託会社へ普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割をする場合

調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価

を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(c) (ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含むが、当会社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合、及び第25回新株予約権及びD種優先株式の発行を除く。）

調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下本条において「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(iv) 普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

(c) (i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ30連続取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当す

現 行 定 款	変 更 案
	<p>ると当会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>(i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(iii) その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</p> <p>(f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記録された各C種優先株主に通知する。ただし、その適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p> <p>③ 本条第1項に基づく転換請求の効力は、C種優先株式に係る転換請求書が当会社本店に到着したときに発生する。</p>
(新 設)	<p>(議決権)</p> <p>第11条の8 C種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(株式の併合又は分割等)</u></p> <p><u>第11条の9 法令に別段の定めがある場合を除き、C種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。</u></p> <p><u>C種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。</u></p>
(新 設)	<p><u>(C種優先株式に係る譲渡制限)</u></p> <p><u>第11条の10 当社のC種優先株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得なければならない。</u></p>
(新 設)	<p><u>第2章の3 D種優先株式</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(D種優先配当金)</p> <p><u>第11条の11</u> 当社は、<u>第43条第1項の規定に従い、事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記録されたD種優先株式を有する株主（以下「D種優先株主」という。）又はD種優先株式の登録株式質権者（以下「D種優先株式登録質権者」といい、D種優先株主と併せて「D種優先株主等」という。）</u>に対し、<u>第11条の20に定める支払順位に従い、D種優先配当金として、D種優先株式1株につき、D種優先株式の払込金額に年率2.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、D種優先株式の発行日（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額（以下「D種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）。</u>ただし、<u>当該配当の基準日の属する事業年度において、第11条の12に定めるD種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がD種優先株式を取得した場合、当該D種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。</u></p> <p><u>② ある事業年度において、D種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額（以下に定める累積未払D種優先配当金を除く。）が、当該事業年度に係るD種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払D種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。当社は、累積した未払D種優先配当金（以下「累積未払D種優先配当金」という。）を、第11条の20に定める支払順位に従い、D種優先株主等に対して支払うものとする。</u></p> <p><u>③ 当社は、D種優先株主等に対して、D種優先配当金及び累積未払D種優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(D種期中優先配当金)</u></p> <p><u>第11条の12 当社は、第43条第2項又は第3項の規定に従い、期中配当基準日を基準日とする期中配当をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記録されたD種優先株主等に対して、第11条の20に定める支払順位に従い、D種優先株式1株につき、D種優先株式の払込金額に年率2.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、D種優先株式の発行日（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「D種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるD種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社がD種優先株式を取得した場合、当該D種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。</u></p>
(新 設)	<p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p><u>第11条の13 当社は、残余財産を分配するときは、D種優先株主等に対して、第11条の20に定める支払順位に従い、D種優先株式1株当たり、第11条の14第2項に定める基本償還価額相当額（ただし、基本償還価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下本章において同じ。）と読み替えて算出される。）を支払う。</u></p> <p><u>② D種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p><u>(金銭を対価とする償還請求権)</u></p> <p><u>第11条の14 D種優先株主は、D種優先株式の発行日から8年経過後かつC種優先株式の発行済株式(当会社が有するものを除く。)が存しないときに限り、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、D種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること(以下本章において「償還請求」という。)ができる。当会社は、かかる請求(以下、償還請求がなされた日を本章において「償還請求日」という。)がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったD種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定する。</u></p> <p><u>② D種優先株式1株当たりの取得価額は、以下の算式によって算定される基本償還価額とする。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。</u></p> <p><u>(基本償還価額算式)</u></p> <p><u>基本償還価額 = 1,000,000円 + 累積未払D種優先配当金 + 経過優先配当金相当額</u></p> <p><u>「累積未払D種優先配当金」とは、償還請求日における累積未払D種優先配当金の額とする。</u></p> <p><u>「経過優先配当金相当額」とは、償還請求日において、償還請求日の属する事業年度の初日(ただし、償還請求日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、D種優先株式の発行日)(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間の実日数にD種優先配当金の額を乗じた金額を365(ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366)で除して得られる額をいう。ただし、償還請求日の前日までに、当該事業年度中の日を基準日としてD種優先株主又はD種優先株式登録質権者に対し剰余金の配当を行ったときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。</u></p> <p><u>③ 本条第1項に基づく償還請求の効力は、D種優先株式に係る償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p><u>第11条の15 当社は、C種優先株式の発行済株式(当社が有するものを除く。)が存しないときに限り、いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下、本条において「強制償還日」という。)の到来をもって、D種優先株式の全部又は一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。D種優先株式の一部を取得するときは、比例按分その他取締役会決議に基づき定める合理的方法による。D種優先株式1株当たりの取得価額は、第11条の14に定める基本償還価額相当額(ただし、基本償還価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式における「償還請求日」を「強制償還日」と読み替えて算出される。)とする。</u></p>

(新 設)

(普通株式を対価とする取得請求権)

第11条の16 D種優先株主は、D種優先株式の発行日から1年経過後いつでも、本条所定の条件に従って、当会社に対し、その有するD種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求（以下本条において「転換請求」といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」という。）することができる。

② 取得と引換えに交付すべき財産

1. 本条に基づき、当会社がD種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、D種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

(算式)

D種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数  
=D種優先株主が取得を請求したD種優先株式の数×第11条の14第2項に定める基本償還価額相当額（ただし、基本償還価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式における「償還請求日」を「転換請求日」と読み替えて算出される。）÷転換価額

2. 転換価額

イ 当初転換価額

当初転換価額は206円とする。

ロ 転換価額の修正

転換価額は、2022年3月31日以降の毎年3月31日及び9月30日（以下本条においてそれぞれ「転換価額修正日」という。）に、転換価額修正日における時価の90%に相当する金額（以下本条において「修正後転換価額」という。）に修正されるものとする。ただし、修正後転換価額が、当初転換価額の150%（以下本条において「上限転換価額」という。）を上回るときは、修正後転換価額は上限転換価額とし、当初転換価額の75%（以下本条において「下限転換価額」という。）を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記ハにより調整された場合には、上限転換価額及び下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ30連続取引日の東証における普通株式の普

通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

#### ハ 転換価額の調整

(a) 当社は、D種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、本条において「転換価額調整式」という。）をもって転換価額（上記ロに基づく修正後の転換価額を含む。）を調整する。

##### 調整後転換価額

＝調整前転換価額×（既発行普通株式数＋（交付普通株式数×1株当たりの払込金額）÷時価）÷（既発行普通株式数＋交付普通株式数）

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等（下記(b)(iii)に定義する。）の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普

通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額（下記(b)(iii)において「対価」という。）とする。

(b) 転換価額調整式によりD種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）の取得と引換えに交付する場合、普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合、又は当会社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に株式報酬として普通株式の給付を行うために信託会社へ普通株式を交付する場合を除く。）調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割をする場合調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であつて、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株

予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含むが、当会社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合、及び第25回新株予約権及びC種優先株式の発行を除く。）

調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下本条において「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(iv) 普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

(c) (i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ30連続取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な転換価額の調整を行

現 行 定 款	変 更 案
	<p>う。</p> <p>(i) <u>当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p>(ii) <u>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</u></p> <p>(iii) <u>その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p>(e) <u>転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</u></p> <p>(f) <u>上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記録された各D種優先株主に通知する。ただし、その適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</u></p> <p>③ <u>本条第1項に基づく転換請求の効力は、D種優先株式に係る転換請求書が当会社本店に到着したときに発生する。</u></p>
(新 設)	<p><u>(議決権)</u></p> <p><u>第11条の17 D種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p>
(新 設)	<p><u>(株式の併合又は分割等)</u></p> <p><u>第11条の18 法令に別段の定めがある場合を除き、D種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。D種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(D種優先株式に係る譲渡制限)</p> <p><u>第11条の19 当社のD種優先株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得なければならない。</u></p>
(新 設)	<p><u>第2章の4 優先順位</u></p>
(新 設)	<p>(優先順位)</p> <p><u>第11条の20 C種優先株式の優先配当金、D種優先株式の優先配当金、累積未払C種優先配当金、累積未払D種優先配当金並びにその他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当の支払順位は、累積未払C種優先配当金を第1順位、C種優先株式の優先配当金を第2順位、累積未払D種優先配当金を第3順位D種優先株式の優先配当金を第4順位、その他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通登録株式質権者を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当を第5順位とする。</u></p> <p><u>② C種優先株式、D種優先株式及びその他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る剰余財産の分配の支払順位は、C種優先株式に係る剰余財産の分配を第1順位、D種優先株式に係る剰余財産の分配を第2順位、その他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る剰余財産の分配を第3順位とする。</u></p> <p><u>③ 当社が剰余金の配当又は剰余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は剰余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は剰余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は剰余財産の分配を行う。</u></p>
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第17条（条文省略）	第12条～第17条（現行どおり）
(新 設)	<p>(種類株主総会への準用)</p> <p><u>第17条の2 本章の規定（株主総会に係る規定）は、種類株主総会について準用する。</u></p>
第4章 取締役	第4章 取締役
第18条～第20条（条文省略）	第18条～第20条（現行どおり）
第5章 取締役会	第5章 取締役会
第21条～第28条（条文省略）	第21条～第28条（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
第6章 監査役及び監査役会	第6章 監査役及び監査役会
第29条～第37条 (条文省略)	第29条～第37条 (現行どおり)
第7章 会計監査人	第7章 会計監査人
第38条～第41条 (条文省略)	第38条～第41条 (現行どおり)
第8章 計 算	第8章 計 算
第42条 (条文省略)	第42条 (現行どおり)
<p>(期末配当金)</p> <p>第43条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当(以下「<u>期末配当金</u>」という。)を支払う。</p>	<p>(剰余金の配当)</p> <p>第43条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当を支払う。</p> <p>② <u>前項のほか、当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>③ <u>前二項のほか、当社は、基準日を定めて、株主総会の決議によって当該基準日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期中配当を行うことができる。</u></p>
<p>(期末配当金の除斥期間)</p> <p>第44条 期末配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>② 未払の<u>期末配当金</u>には利息をつけない。</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第44条 <u>期末配当金、中間配当金及び期中配当金</u>が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>② 未払の配当金には利息をつけない。</p>